

改 正 後	改 正 前
<p><b>土木工事共通仕様書</b></p> <p><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>1-1-1 [略]</p> <p>1-1-2 <b>用語の定義</b></p> <p>(1)～(34) [略]</p> <p>(35) 「確認」とは、契約図書に示された事項について監督職員、検査職員又は受注者が立会若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>(36)～(39) 略</p> <p>1-1-3～1-1-5 [略]</p> <p><b>1-1-6 ウィークリースタンス</b></p> <p><u>監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p> <p>1-1-<del>7</del>～1-1-<del>23</del> [略]</p> <p>1-1-<del>24</del> <b>建設副産物</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月26日付け経第76号農林水産省大臣官房経理課長通知）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け3地第944号農林水産省大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日付け国官技第46号国土交通省事務次官通知）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>5～11 [略]</p> <p>1-1-<del>25</del> <b>特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な処置</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。</p>	<p><b>土木工事共通仕様書</b></p> <p><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>1-1-1 [略]</p> <p>1-1-2 <b>用語の定義</b></p> <p>(1)～(34) [略]</p> <p>(35) 「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督職員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督職員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p> <p>(36)～(39) 略</p> <p>1-1-3～1-1-5 [略]</p> <p><b>[新設]</b></p> <p>1-1-<del>6</del>～1-1-<del>22</del> [略]</p> <p>1-1-<del>23</del> <b>建設副産物</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>5～11 [略]</p> <p>1-1-<del>24</del> <b>特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な処置</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>なお、この書面は、本章1-1-24建設副産物11に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。</p> <p>(1) 再資源化等が完了した年月日 (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (3) 再資源化等に要した費用</p> <p><b>1-1-26 工事材料の品質</b></p> <p>1 [略] 2 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、<u>試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書</u>を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合、速やかに提示しなければならない。ただし、<u>設計図書で品質規格証明書等の提出を定められている</u>ものについては、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p><b>1-1-27～1-1-29 [略]</b></p> <p><b>1-1-30 工事完成検査</b></p> <p>1・2 [略] 3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 <u>[削る。]</u> 4 [略] 5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-27監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-31 既済部分検査</b></p> <p>1・2 [略] 3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 <u>[削る。]</u> 4 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-30工事完成検査4の規定に従うものとする。 5 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-27監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-32 施工管理</b></p> <p>1 受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、土木工事施工管理基準（平成17年3月28日付け16農振第2232号農林水産省農村振興局長通知）により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。 2・3 [略] 4 受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p>	<p>なお、この書面は、本章1-1-23建設副産物11に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。</p> <p>(1) 再資源化等が完了した年月日 (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (3) 再資源化等に要した費用</p> <p><b>1-1-25 工事材料の品質</b></p> <p>1 [略] 2 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合、速やかに提示するとともに、<u>設計図書で提出を定められている</u>ものについては、監督職員へ提出しなければならない。 <u>また、設計図書において事前に監督職員の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督職員に提出して承諾を得るものとする。</u></p> <p><b>1-1-26～1-1-28 [略]</b></p> <p><b>1-1-29 工事完成検査</b></p> <p>1・2 [略] 3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 <u>(3) 週休二日の履行状況</u> 4 [略] 5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-26監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-30 既済部分検査</b></p> <p>1・2 [略] 3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 <u>(3) 週休二日の履行状況</u> 4 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-29工事完成検査4の規定に従うものとする。 5 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-26監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-31 施工管理</b></p> <p>1 受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、土木工事施工管理基準（<u>16農振第2232号平成17年3月28日付け</u>農村振興局長通知）により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。 2・3 [略] 4 受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）の別紙（URL「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/</a>」）に基づくこととする。</p> <p><b>1-1-33・1-1-34 [略]</b></p> <p><b>1-1-35 週休二日の対応</b> 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、<u>土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。</u></p> <p><b>1-1-36 [略]</b></p> <p><b>1-1-37 工事中の安全管理</b> 1 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（平成21年3月30日付け20農振第2236号農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。 2 [略] 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年2月1日付け5地第72号農林水産省大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 4～8 [略] 9 受注者は、公衆の見やすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 なお、標示板については、本章1-1-42 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 10～19 [略]</p> <p><b>1-1-38～1-1-41 [略]</b></p> <p><b>1-1-42 環境対策</b> 1 [略] 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1-1-46 官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。 3～7 [略]</p> <p><b>1-1-43・1-1-44 [略]</b></p> <p><b>1-1-45 諸法令、諸法規の遵守</b> 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。</p>	<p>また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf</a>」）に基づくこととする。</p> <p><b>1-1-32・1-1-33 [略]</b></p> <p><b>1-1-34 週休二日の対応</b> 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、<u>1週間に2日以上現場閉所または、現場閉所を行うことが困難な工事においては、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。</u></p> <p><b>1-1-35 [略]</b></p> <p><b>1-1-36 工事中の安全管理</b> 1 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。 2 [略] 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年2月1日付け5地第72号農林水産省大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 4～8 [略] 9 受注者は、公衆の見やすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 なお、標示板については、本章1-1-41 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 10～19 [略]</p> <p><b>1-1-37～1-1-40 [略]</b></p> <p><b>1-1-41 環境対策</b> 1 [略] 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1-1-45 官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。 3～7 [略]</p> <p><b>1-1-42・1-1-43 [略]</b></p> <p><b>1-1-44 諸法令、諸法規の遵守</b> 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (<u>昭和26年政令第319号</u>)</p> <p>(14)～(16) [略]</p> <p>(17) 道路運送車両法 (<u>昭和26年法律第185号</u>)</p> <p>(18)～(23) [略]</p> <p>(24) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号)</p> <p>(25)～(37) [略]</p> <p>(38) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (<u>平成3年法律第48号</u>)</p> <p>(39)～(44) [略]</p> <p>(45) 建築基準法 (<u>昭和25年法律第201号</u>)</p> <p>(46) [略]</p> <p>(47) 自然公園法 (<u>昭和32年法律第161号</u>)</p> <p>(48)～(66) [略]</p> <p>(67) <u>公共工事</u>の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号)</p> <p>(68)～(70) [略]</p> <p>(71) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> (昭和25年法律第127号)</p> <p>(72) [略]</p> <p><u>(73) 海上衝突予防法</u> (<u>昭和52年法律第62号</u>)</p> <p><u>(74) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u> (<u>昭和45年法律第136号</u>)</p> <p><u>(75) 船員法</u> (<u>昭和22年法律第100号</u>)</p> <p><u>(76) 船舶職員及び小型船舶操縦者法</u> (<u>昭和26年法律第149号</u>)</p> <p><u>(77) 船舶安全法</u> (<u>昭和8年法律第11号</u>)</p> <p><u>(78) 航路標識法</u> (<u>昭和24年法律第99号</u>)</p> <p><u>(79) 水産資源保護法</u> (<u>昭和26年法律第313号</u>)</p> <p><u>(80) 船員保険法</u> (<u>昭和14年法律第73号</u>)</p> <p><u>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u> (<u>平成18年法律第91号</u>)</p>	<p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (<u>平成3年法律第94号</u>)</p> <p>(14)～(16) [略]</p> <p>(17) 道路運送車両法 (<u>昭和26年法律第186号</u>)</p> <p>(18)～(23) [略]</p> <p>(24) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号)</p> <p>(25)～(37) [略]</p> <p>(38) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (<u>平成12年法律第113号</u>)</p> <p>(39)～(44) [略]</p> <p>(45) 建築基準法 (<u>昭和25年法律第20号</u>)</p> <p>(46) [略]</p> <p>(47) 自然公園法 (<u>昭和32年法律第131号</u>)</p> <p>(48)～(66) [略]</p> <p>(67) <u>公共事業</u>の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号)</p> <p>(68)～(70) [略]</p> <p>(71) <u>肥料取締法</u> (昭和25年法律第127号)</p> <p>(72) [略]</p> <p><u>(73)～(81) [新設]</u></p>
<p><b>1-1-47 施工時期及び施工時間の変更</b></p> <p>1 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うにあたっては、<u>事前に作業日、作業時間、作業場所、作業理由、作業内容を監督職員に連絡しなければならない。</u></p> <p><u>なお、供用中の道路における工事については事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p><b>1-1-46 施工時期及び施工時間の変更</b></p> <p>1 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、<u>事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>
<p><b>1-1-48～1-1-50 [略]</b></p>	<p><b>1-1-47～1-1-49 [略]</b></p>
<p><b>1-1-51 不可抗力による損害</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1-1-37工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>	<p><b>1-1-50 不可抗力による損害</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1-1-36工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>
<p><b>1-1-52～1-1-55 [略]</b></p>	<p><b>1-1-51～1-1-54 [略]</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第2章 材 料</b></p> <p><b>第1節 一般事項</b></p> <p>2-1-1 [略]</p> <p>2-1-2 <b>材料の見本・品質証明資料等の提出</b></p> <p>受注者は、設計図書及び監督職員が指示する工事材料について、事前に見本又は<u>品質証明資料等</u>を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p><u>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等については、JISマーク表示状態を監督職員が確認する場合において見本又は品質証明資料等の提出は省略できる。</u></p> <p>2-1-3・2-1-4 [略]</p> <p><b>第2節・第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 石材及び骨材</b></p> <p>2-4-1～2-4-10 [略]</p> <p>2-4-11 <b>アスファルト舗装用骨材等</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 再生砕石</p> <p>再生砕石の粒度は、表2-4-2の規格に適合したものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-4-2 再生砕石の粒度 [略]</p> <p>注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<u>含む破碎された</u>ままの<u>見掛け</u>の骨材粒度を使用する。</p> <p>5 再生粒度調整砕石</p> <p>再生粒度調整砕石の粒度は、表2-4-3の規格に適合したものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-4-3 再生粒度調整砕石の粒度 [略]</p> <p>注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<u>含む破碎された</u>ままの<u>見掛け</u>の骨材粒度を使用する。</p> <p>6 鋼製スラグ [略]</p> <p>7 アスファルト用再生骨材</p> <p>再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き舗装再生便覧（(公社)日本道路協会）によるものとし、表2-4-4 <u>若しくは表2-4-5のいずれか一方</u>の規格に適合したものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-4-4 <u>針入度を適用する</u>アスファルトコンクリート再生骨材の品質 [略]</p>	<p><b>第2章 材 料</b></p> <p><b>第1節 一般事項</b></p> <p>2-1-1 [略]</p> <p>2-1-2 <b>材料の見本又は資料の提出</b></p> <p>受注者は、設計図書及び監督職員が指示する工事材料について、事前に見本又は<u>資料</u>を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>2-1-3・2-1-4 [略]</p> <p><b>第2節・第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 石材及び骨材</b></p> <p>2-4-1～2-4-10 [略]</p> <p>2-4-11 <b>アスファルト舗装用骨材等</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 再生砕石</p> <p>再生砕石の粒度は、表2-4-2の規格に適合したものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-4-2 再生砕石の粒度 [略]</p> <p>注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<u>含んだ解砕</u>されたままの<u>見かけ</u>の骨材粒度を使用する。</p> <p>5 再生粒度調整砕石</p> <p>再生粒度調整砕石の粒度は、表2-4-3の規格に適合したものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-4-3 再生粒度調整砕石の粒度 [略]</p> <p>注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<u>含んだ解砕</u>されたままの<u>見かけ</u>の骨材粒度を使用する。</p> <p>6 鋼製スラグ [略]</p> <p>7 アスファルト用再生骨材</p> <p>再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き舗装再生便覧（(公社)日本道路協会）によるものとし、表2-4-4の規格に適合したものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-4-4 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 [略]</p>

改正後

表 2-4-5 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質

項目 名称	旧アスファルト 含有量 (%)	アスファルトコ ンクリート再生 骨材の圧裂係数 (25°C) MPa /mm	骨材の微粒分量試 験で 75 μm を通過 する量 (%)
規格値	3.8 以上	1.70 以下	5 以下

注1) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。

注2) アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる 13~0mm の粒度に適用する。なお、13mm 以下が 2 種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により 13~0mm 相当分を求めてもよい。

注3) 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

注4) アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13~5mm と 5~0mm に分級し、これらを質量比 1 : 1 に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは 50.0 ± 1.0mm とし、供試体が所定の空隙率(ノギスを用いる場合は 9%、水中の見掛け質量を用いる場合は 7%)を超えた場合、圧裂試験に供することはできない。

注5) 骨材の微粒分量は「JIS A1103 : 2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。

注6) アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材と調整して使用することが望ましい。

8・9 [略]

10 安定材

(1) 瀝青材料

瀝青安定処理に使用する瀝青材料 (再生舗装工法における新アスファルトを含む。) の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及び J I S K 2208 石油アスファルト乳剤に適合したものとする。

(2)・(3) [略]

第5節 鋼材

2-5-1 [略]

2-5-2 鋼材

1・2 [略]

3 鋼管

(1) ~ (10) [略]

(11) WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 STW

4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品

(1) ~ (14) [略]

(15) J D P A G 1053 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW

5 [略]

改正前

表 2-4-5 [新設]

8・9 [略]

10 安定材

(1) 瀝青材料

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及び J I S K 2208 石油アスファルト乳剤に適合したものとする。

(2)・(3) [略]

第5節 鋼材

2-5-1 [略]

2-5-2 鋼材

1・2 [略]

3 鋼管

(1) ~ (10) [略]

(11) WSP A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 STW

4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品

(1) ~ (14) [略]

(15) J D P A G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW

5 [略]

改 正 後	改 正 前
2-5-3~2-5-7 [略]	2-5-3~2-5-7 [略]
第6節~第11節 [略]	第6節~第11節 [略]
第12節 塗料	第12節 塗料
2-12-1~2-12-3 [略]	2-12-1~2-12-3 [略]
2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装	2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装
ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。	ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。
1 直管部	1 直管部
内 面 J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) <u>J D P A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管)</u> <u>J D P A G 1053 (ALW形ダクタイル鋳鉄管)</u>	内 面 J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) <u>J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)</u> <u>J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u>
外 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管)	外 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管)
2 異形管部	2 異形管部
内 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>J W W A K 157 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u>	内 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u>
外 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)	外 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)
3 継手部	3 継手部
J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>J W W A K 157 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u>	J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) J W W A G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第3章 施工共通事項</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p><b>3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。  なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)</u> (公社) 日本道路協会</p> <p><u>(7) 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編)</u> (公社) 日本道路協会</p> <p><u>(8) 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編)</u> (公社) 日本道路協会</p> <p><u>(9) 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ上下部接続部編)</u> (公社) 日本道路協会</p> <p><u>(10)～(52)</u> [略]</p> <p><b>3-2-2 一般事項</b></p> <p>1 施工計画</p> <p>(1) 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1-<u>7</u>施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議の上、作成するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p><b>第3節 土工</b></p> <p><b>3-3-1 ～ 3-3-7 [略]</b></p> <p><b>3-3-8 作業残土処理工</b></p> <p>1 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-<u>24</u>建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><b>第4節～第7節 [略]</b></p> <p><b>第8節 型枠及び支保</b></p> <p><b>3-8-1 [略]</b></p> <p><b>3-8-2 型 枠</b></p>	<p><b>第3章 施工共通事項</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p><b>3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。  なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋・鋼部材編編)</u> (公社) 日本道路協会  [新設]</p> <p><u>(7) 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編)</u> (公社) 日本道路協会  [新設]</p> <p><u>(8)～(50)</u> [略]</p> <p><b>3-2-2 一般事項</b></p> <p>1 施工計画</p> <p>(1) 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1-<u>6</u>施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議の上、作成するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p><b>第3節 土工</b></p> <p><b>3-3-1 ～ 3-3-7 [略]</b></p> <p><b>3-3-8 作業残土処理工</b></p> <p>1 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><b>第4節～第7節 [略]</b></p> <p><b>第8節 型枠及び支保</b></p> <p><b>3-8-1 [略]</b></p> <p><b>3-8-2 型 枠</b></p>

改正後	改正前
<p>1～4 [略]</p> <p>5 受注者は、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとし、これを使用する場合には、第1編1-1-42環境対策4.(2)に示す「特定調達品目の判断の基準」の要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真を撮影し、工事完了までに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、流用等により認証マーク等が確認できない合板型枠を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p><b>3-8-3 支保</b></p> <p>1 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、<u>受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u></p> <p>また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><b>第9節～第13節 [略]</b></p> <p><b>第14節 防食対策工</b></p> <p><b>3-14-1 [略]</b></p> <p><b>3-14-2 防食対策工</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 鋼管（プラスチック被覆鋼管を除く）は、コンクリート構造物から絶縁性を有する伸縮可とう管・可とう継手まで又は、配管延長 10m 以内の短い方、ダクタイル鋳鉄管は1本目までをポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、JWWA K 158、(一社) <u>日本ダクタイル鉄管協会</u>より発行されている技術資料に準じるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p><b>第15節～第18節 [略]</b></p> <p><b>第19節 構造物撤去工</b></p> <p><b>3-19-1 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1-1-24建設副産物の規定によるものとする。</p> <p><b>3-19-2 ～ 3-19-4 [略]</b></p> <p><b>3-19-5 運搬処理工</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1-1-24建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>1～4 [略]</p> <p>5 受注者は、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとし、これを使用する場合には、第1編1-1-39環境対策4.(2)に示す「特定調達品目の判断の基準」の要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真を撮影し、工事完了までに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、流用等により認証マーク等が確認できない合板型枠を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p><b>3-8-3 支保</b></p> <p>1 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を<u>各支柱に分布させなければならない。</u></p> <p>また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><b>第9節～第13節 [略]</b></p> <p><b>第14節 防食対策工</b></p> <p><b>3-14-1 [略]</b></p> <p><b>3-14-2 防食対策工</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 鋼管（プラスチック被覆鋼管を除く）は、コンクリート構造物から絶縁性を有する伸縮可とう管・可とう継手まで又は、配管延長 10m 以内の短い方、ダクタイル鋳鉄管は1本目までをポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、JWWA K 158、(一社) <u>日本ダクタイル鋳鉄管協会</u>より発行されている技術資料に準じるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p><b>第15節～第18節 [略]</b></p> <p><b>第19節 構造物撤去工</b></p> <p><b>3-19-1 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1-1-23建設副産物の規定によるものとする。</p> <p><b>3-19-2 ～ 3-19-4 [略]</b></p> <p><b>3-19-5 運搬処理工</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1-1-23建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 20 節 仮設工</p> <p>3-20-1 一般事項</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第 1 編 1-1-7 施工計画書によるものとする。</p> <p>3-20-2 ～ 3-20-4 [略]</p> <p>3-20-5 仮設土留、仮締切工</p> <p>1～22 [略]</p> <p>22 たて込み簡易土留</p> <p>(1) 受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、<u>次の規則等を遵守しなければならない。</u></p> <p>ア <u>クレーン等安全規則 74 条の 2</u></p> <p>イ <u>労働安全衛生規則第 164 条 2 項 3 項</u></p> <p>ウ <u>安衛則等の一部を改正する省令の施行について（平成 4 年 8 月 24 日付け基発第 480 号労働省労働基準局長通達）</u></p> <p>エ <u>車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げの作業時等における安全の確保について（平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成 15 年 12 月 17 日付け基発第 1217001 号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達）</u></p> <p>オ <u>土止め先行工法に関するガイドライン（平成 15 年 12 月 17 日付け基発第 1217001 号厚生労働省労働基準局長通達）</u></p> <p>(2)～(14) [略]</p> <p>23～26 [略]</p> <p>3-20-6 ～ 3-20-11 [略]</p> <p>第 21 節 [略]</p>	<p>第 20 節 仮設工</p> <p>3-20-1 一般事項</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第 1 編 1-1-6 施工計画書によるものとする。</p> <p>3-20-2 ～ 3-20-4 [略]</p> <p>3-20-5 仮設土留、仮締切工</p> <p>1～22 [略]</p> <p>22 たて込み簡易土留</p> <p>(1) 受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、<u>クレーン等安全規則 74 条の 2 及び労働安全衛生規則第 164 条 2 項及び 3 項並びに平成 4 年 8 月 24 日付け基発第 480 号、平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成 15 年 12 月 17 日付け基発第 1217001 号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達を遵守しなければならない。</u></p> <p>(2)～(14) [略]</p> <p>23～26 [略]</p> <p>3-20-6 ～ 3-20-11 [略]</p> <p>第 21 節 [略]</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 [略]</p> <p>第2章 農用地造成工事</p> <p>第1節～第7節 [略]</p> <p>第8節 ほ場内沈砂池工</p> <p>2-8-1 一ほ場内沈砂池工</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1-1-<u>24</u>建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>第9節 [略]</p>	<p>第1章 [略]</p> <p>第2章 農用地造成工事</p> <p>第1節～第7節 [略]</p> <p>第8節 ほ場内沈砂池工</p> <p>2-8-1 一ほ場内沈砂池工</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>第9節 [略]</p>

改正後

第3章 舗装工事、道路改良工事

第1節～第13節 [略]

第14節 付帯施設工

3-14-1・3-14-2 [略]

3-14-3 標識工

1 [略]

2 材料

(1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。

ア～エ [略]

表 3-14-1 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
封入レンズ型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
カプセルレンズ型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25
		40°	110	70	16	8.0	16
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
		30°	100	67	14	7.0	11
		40°	95	64	13	7.0	11
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
削る。	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
		[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
		[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
		[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
		[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]

改正前

第3章 舗装工事、道路改良工事

第1節～第13節 [略]

第14節 付帯施設工

3-14-1・3-14-2 [略]

3-14-3 標識工

1 [略]

2 材料

(1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。

ア～エ [略]

表 3-14-1 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
封入レンズ型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
カプセルレンズ型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25
		40°	110	70	16	8.0	16
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
		30°	100	67	14	7.0	11
		40°	95	64	13	7.0	11
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
(旧)広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	430	350	70	30	45
		30°	235	190	45	16	23
	20° (0.33°)	5°	300	250	45	20	33
		30°	150	130	20	10	18
	30° (0.5°)	5°	250	200	40	18	25
		30°	170	140	20	12	19
1.0°	5°	80	65	12	4.0	9.0	
	30°	50	40	8.0	2.5	5.0	

改正後

封入プリズム型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	30° (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5
		30°	15	13	4.0	1.0	2.2
1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	
	30°	12	10	3.0	0.8	1.8	
カプセルプリズム型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
		30°	100	67	14	7.0	11
	30° (0.5°)	5°	150	110	25	13	21
		30°	72	54	13	6.0	10
1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	
	30°	12	10	3.0	0.8	1.8	
広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	570	380	75	50	70
		30°	235	190	45	16	25
	20° (0.33°)	5°	400	280	54	30	50
		30°	170	140	20	12	19
	30° (0.5°)	5°	300	230	45	30	45
		30°	170	140	20	12	19
1.0°	5°	120	70	14	5.0	10	
	30°	50	40	8.0	2.5	5.0	

注) 試験及び測定方法は、J I S Z 9117 (再帰性反射材) による。

(2) ~ (3) [略]

3 [略]

3-14-4 ~ 3-14-7 [略]

第4章 [略]

改正前

封入プリズム型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	30° (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5
		30°	15	13	4.0	1.0	2.2
1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	
	30°	12	10	3.0	0.8	1.8	
カプセルプリズム型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
		30°	100	67	14	7.0	11
	30° (0.5°)	5°	150	110	25	13	21
		30°	72	54	13	6.0	10
1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	
	30°	12	10	3.0	0.8	1.8	
広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	570	380	75	50	70
		30°	235	190	45	16	25
	20° (0.33°)	5°	400	280	54	30	50
		30°	170	140	20	12	19
	30° (0.5°)	5°	300	230	45	30	45
		30°	170	140	20	12	19
1.0°	5°	120	70	14	5.0	10	
	30°	50	40	8.0	2.5	5.0	

注) 試験及び測定方法は、J I S Z 9117 (再帰性反射材) による。

(2) ~ (3) [略]

3 [略]

3-14-4 ~ 3-14-7 [略]

第4章 [略]

改正後	改正前
<p><b>第5章 水路工事</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p>5-2-1 [略]</p> <p>5-2-2 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を<u>点検</u>するため必要に応じて定期的に観測し、<u>異常を発見した際は速やかに</u>監督職員に<u>連絡</u>しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載しなければならない</u>。</p> <p><b>第3節～第10節 [略]</b></p> <p><b>第11節 擁壁工</b></p> <p>5-11-1 [略]</p> <p>5-11-2 現場打ち擁壁工</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 受注者は、現場打ち擁壁工に、打継目及び目地を施工する場合、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、<u>設計図書に関して監督職員と協議しなければならない</u>。</p> <p>8 [略]</p> <p>9 受注者は、裏込石の施工に当たり、砕石、割ぐり石<u>又はクラッシュラン</u>を敷均し、締固めを行わなければならない。</p> <p>5-11-3 <b>プレキャスト擁壁工</b> <u>プレキャスト擁壁工の施工については、第2編3-6-5プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。</u></p> <p>5-11-4・5-11-5 [略]</p> <p><b>第12節～第15節 [略]</b></p>	<p><b>第5章 水路工事</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p>5-2-1 [略]</p> <p>5-2-2 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を<u>確認</u>するため必要に応じて定期的に観測し、監督職員に<u>報告</u>しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載し、監督職員に提出しなければならない</u>。</p> <p><b>第3節～第10節 [略]</b></p> <p><b>第11節 擁壁工</b></p> <p>5-11-1 [略]</p> <p>5-11-2 現場打ち擁壁工</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 受注者は、現場打ち擁壁工に、打継目及び目地を施工する場合、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、<u>監督職員の承諾を得るものとする</u>。</p> <p>8 [略]</p> <p>9 受注者は、裏込石の施工に当たり、砕石、割ぐり石を敷均し、締固めを行わなければならない。</p> <p>5-11-3 <b>プレキャスト擁壁工</b></p> <p><u>1 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工に当たり、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工に当たり、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。</u></p> <p>5-11-4・5-11-5 [略]</p> <p><b>第12節～第15節 [略]</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第6章 排水路工事、河川工事</b></p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>    <b>6-4-1 一般事項</b></p> <p>        1 [略]</p> <p>        2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-<u>24</u>建設副産物の規定によらなければならない。</p> <p>        3 [略]</p> <p>    <b>6-4-2 [略]</b></p> <p>第5節～第15節 [略]</p>	<p><b>第6章 排水路工事、河川工事</b></p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>    <b>6-4-1 一般事項</b></p> <p>        1 [略]</p> <p>        2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物の規定によらなければならない。</p> <p>        3 [略]</p> <p>    <b>6-4-2 [略]</b></p> <p>第5節～第15節 [略]</p>

改正後	改正前
<p><b>第7章 管水路工事</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p><b>7-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p><u>(19) J D P A W 20 (ALW形ダクタイル鋳鉄管接合要領書)</u></p> <p><u>(20) J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)</u></p> <p><u>(21) J I S Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)</u></p> <p><u>(22) J I S Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)</u></p> <p><u>(23) J I S G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部：直管)</u></p> <p><u>(24) J I S G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第2部：異形管)</u></p> <p><u>(25) J I S G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆)</u></p> <p><u>(26) J I S G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装)</u></p> <p><b>7-2-2 一般事項</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 布設接合</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、<u>第1編3-20-5の22 たて込み簡易土留の施工についての規定</u>を遵守しなければならない。</p> <p>(10)～(18) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p><b>第3節・第4節 [略]</b></p> <p><b>第5節 管体基礎工</b></p> <p><b>7-5-1 [略]</b></p> <p><b>7-5-2 碎石基礎工</b></p> <p>碎石基礎工の施工については、本章7-5-1砂基礎工の規定に準じて行うものとする。なお、塗覆装鋼管及び鋼製継輪、鋼製可とう管について碎石基礎となる場合は、本章7-6-4鋼管布設工2. 据付(3)塗覆装<u>工</u>の規定により塗装の保護を行うものとする。</p> <p><b>7-5-3 [略]</b></p>	<p><b>第7章 管水路工事</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p><b>7-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p><b>[新設]</b></p> <p><u>(19) J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)</u></p> <p><u>(20) J I S Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)</u></p> <p><u>(21) J I S Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)</u></p> <p><u>(22) J I S G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部：直管)</u></p> <p><u>(23) J I S G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第2部：異形管)</u></p> <p><u>(24) J I S G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆)</u></p> <p><u>(25) J I S G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装)</u></p> <p><b>7-2-2 一般事項</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 布設接合</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、<u>クレーン等安全規則74条の2、労働安全衛生規則第164条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第480号及び平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号(土止め先行工法)厚生労働省労働基準局長通達</u>を遵守しなければならない。</p> <p>(10)～(18) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p><b>第3節・第4節 [略]</b></p> <p><b>第5節 管体基礎工</b></p> <p><b>7-5-1 [略]</b></p> <p><b>7-5-2 碎石基礎工</b></p> <p>碎石基礎工の施工については、本章7-5-1砂基礎工の規定に準じて行うものとする。なお、塗覆装鋼管及び鋼製継輪、鋼製可とう管について碎石基礎となる場合は、本章7-6-4鋼管布設工2. 据付(3)塗覆装<u>4</u>)の規定により塗装の保護を行うものとする。</p> <p><b>7-5-3 [略]</b></p>

改正後

第6節 管体工

7-6-1~7-6-3 [略]

7-6-4 鋼管布設工

1 [略]

2 据付

(1)・(2) [略]

(3) 塗覆装

ア~イ [略]

ウ プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、表7-6-3を基本とする。

テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102による。

表 7-6-3 継手部外面塗装仕様

塗 覆 装 仕 様	厚 さ
現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>長寿命形水道用ジョイントコート</u> 」(WSP 012)」	<u>[削る]</u> 基 材：1.5 mm 以上 粘 着 材：1.0 mm 以上

エ 基礎材が碎石の場合に、接合部の塗覆装の保護を目的とし、WSP 012に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。

なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。

3 [略]

7-6-5 [略]

第7節 ~ 第18節 [略]

改正前

第6節 管体工

7-6-1~7-6-3 [略]

7-6-4 鋼管布設工

1 [略]

2 据付

(1)・(2) [略]

(3) 塗覆装

ア~イ [略]

ウ プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012プラスチック系を基本とする。

テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102による。

表 7-6-3 継手部外面塗装仕様

塗 覆 装 仕 様	厚 さ
現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>水道用塗覆装鋼管ジョイントコート</u> 」(WSP 012)」	<u>プラスチック系の場合</u> 基 材：1.5 mm 以上 粘 着 材：1.0 mm 以上

エ 基礎材が碎石の場合に、接合部の塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。

なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。

3 [略]

7-6-5 [略]

第7節 ~ 第18節 [略]

改正後	改正前
<p>第8章・第9章 [略]</p> <p>第10章 フィルダム工事</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 原石採取工</p> <p>10-5-1 原石山表土廃棄岩処理</p> <p>原石山表土廃棄岩処理については、第1編1-1-<u>24</u>建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>10-5-2 [略]</p> <p>第6節～第12節 [略]</p> <p>第13節 雑工事</p> <p>10-13-1～10-13-4 [略]</p> <p>10-13-5 建設発生土処理工</p> <p>建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-<u>24</u>建設副産物及び第1編1-1-<u>25</u>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。</p> <p>第14節 [略]</p>	<p>第8章・第9章 [略]</p> <p>第10章 フィルダム工事</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 原石採取工</p> <p>10-5-1 原石山表土廃棄岩処理</p> <p>原石山表土廃棄岩処理については、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>10-5-2 [略]</p> <p>第6節～第12節 [略]</p> <p>第13節 雑工事</p> <p>10-13-1～10-13-4 [略]</p> <p>10-13-5 建設発生土処理工</p> <p>建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物及び第1編1-1-<u>24</u>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。</p> <p>第14節 [略]</p>

改正後	改正前
<p><b>第11章 コンクリートダム工事</b></p> <p>第1節～第7節 [略]</p> <p>第8節 雑工事</p> <p>11-8-1～11-8-4 [略]</p> <p>11-8-5 <b>建設発生土処理工</b>  建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-<u>24</u> 建設副産物及び第1編1-1-<u>25</u> 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。</p> <p>11-8-6・11-8-7 [略]</p>	<p><b>第11章 コンクリートダム工事</b></p> <p>第1節～第7節 [略]</p> <p>第8節 雑工事</p> <p>11-8-1～11-8-4 [略]</p> <p>11-8-5 <b>建設発生土処理工</b>  建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-<u>23</u> 建設副産物及び第1編1-1-<u>24</u> 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。</p> <p>11-8-6・11-8-7 [略]</p>

改 正 後	改 正 前												
<p><b>第 12 章 PC 橋工事</b></p> <p><b>第 1 節 [略]</b></p> <p><b>第 2 節 一般事項</b></p> <p><b>12-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>適用すべき諸基準については、第 1 編 3-2-1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p><u>[削る。]</u></p> <p><u>[削る。]</u></p> <p><u>[削る。]</u></p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 道路橋支承便覧</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(2) プレストレストコンクリート工法設計施工指針</td> <td>(公社) 土木学会</td> </tr> <tr> <td>(3) コンクリート道路橋設計便覧</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(4) コンクリート道路橋施工便覧</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路照明施設設置基準・同解説</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(6) <u>プレキャストブロック工法によるプレレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案)</u></td> <td><u>建設省 土木研究所</u></td> </tr> </table> <p><u>[削る。]</u></p> <p><u>(7) 道路橋伸縮装置便覧</u> (公社) 日本道路協会</p> <p><b>12-2-2 一般事項</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 作業ヤード整備工</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、<u>ヤード敷地内に碎石を</u>平坦に敷均さなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p><b>第 3 節 コンクリート橋架設工</b></p> <p><b>12-3-1 架設工</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 架設支保工(固定)</p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、<u>第 1 編 3-8-3 支保の規定によるものとする。</u></p> <p>4 [略]</p>	(1) 道路橋支承便覧	(公社) 日本道路協会	(2) プレストレストコンクリート工法設計施工指針	(公社) 土木学会	(3) コンクリート道路橋設計便覧	(公社) 日本道路協会	(4) コンクリート道路橋施工便覧	(公社) 日本道路協会	(5) 道路照明施設設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会	(6) <u>プレキャストブロック工法によるプレレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案)</u>	<u>建設省 土木研究所</u>	<p><b>第 12 章 PC 橋工事</b></p> <p><b>第 1 節 [略]</b></p> <p><b>第 2 節 一般事項</b></p> <p><b>12-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>適用すべき諸基準については、第 1 編 3-2-1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p><u>(1) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</u> (公社) 日本道路協会</p> <p><u>(2) 道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・コンクリート部材編)</u> (公社) 日本道路協会</p> <p><u>(3) 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</u> (公社) 日本道路協会</p> <p>(4) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社) 土木学会</p> <p>(6) コンクリート道路橋設計便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(7) コンクリート道路橋施工便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(8) 道路照明施設設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(9) <u>プレキャストブロック工法によるプレレストレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針</u> (公社) 日本道路協会</p> <p><u>(10) 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説</u> (公社) 日本道路協会</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><b>12-2-2 一般事項</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 作業ヤード整備工</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、平坦に敷均さなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p><b>第 3 節 コンクリート橋架設工</b></p> <p><b>12-3-1 架設工</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 架設支保工(固定)</p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、<u>次の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p>
(1) 道路橋支承便覧	(公社) 日本道路協会												
(2) プレストレストコンクリート工法設計施工指針	(公社) 土木学会												
(3) コンクリート道路橋設計便覧	(公社) 日本道路協会												
(4) コンクリート道路橋施工便覧	(公社) 日本道路協会												
(5) 道路照明施設設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会												
(6) <u>プレキャストブロック工法によるプレレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案)</u>	<u>建設省 土木研究所</u>												

改 正 後	改 正 前
<p>5 片持架設工  (1)～(3) [略]  (4) 支保工及び支保工基礎の施工については、<u>第1編 3-8-3 支保の規定によるものとする。</u></p> <p>6 押出し架設工  (1)～(3) [略]  (4) 受注者は、各滑り装置の高さについて、<u>入念に</u>管理を行わなければならない。</p> <p><b>12-3-2 横組工</b></p> <p>1 [略]  2 受注者は、横締め鋼材の施工について、次の規定によらなければならない。  (1) [略]  (2) <u>受注者は、</u>PC鋼材をシーズに挿入する前に清掃し、油、土、<u>ごみ</u>などが付着しないよう<u>挿入</u> <u>しなければならない。</u>  (3) シーズの継手部<u>を</u>セメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>必要な</u>強度を有し、また、<u>継手箇所が少なくなるようにしなければならない。</u>  (4) PC鋼材又はシーズが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めなければならない。</u>  (5) PC鋼材又はシーズがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てなければならない。</u>  (6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配置しなければならない。  また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび<u>や損傷から保護しなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。  (1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを<u>確認しなければならない。</u>  なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。  (2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを<u>確認しなければならない。</u>  (3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を<u>行わなければならない。</u>  ア～イ [略]  (4) プレストレスの導入に先立ち、<u>(3)</u>の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を<u>提出</u> <u>しなければならない。</u>  (5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように<u>管理しなければならない。</u>  (6) 緊張管理計画書で<u>示された</u>荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡する<u>とともに</u>原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>5 片持架設工  (1)～(3) [略]  (4) 支保工及び支保工基礎の施工については、<u>次の規定によるものとする。</u>  <u>ア 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u>  <u>イ 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</u></p> <p>6 押出し架設工  (1)～(3) [略]  (4) 受注者は、各滑り装置の高さについて、<u>十分な</u>管理を行わなければならない。</p> <p><b>12-3-2 横組工</b></p> <p>1 [略]  2 受注者は、横締め鋼材の施工について、次の規定によらなければならない。  (1) [略]  (2) PC鋼材をシーズに挿入する前に清掃し、油、土<u>及びごみ等</u>が付着しないよう<u>挿入作業をするものとする。</u>  (3) シーズの継手部<u>は</u>セメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>圧力に耐えうる</u>強度を有し、また継手箇所が<u>少なくなるようにするものとする。</u>  (4) PC鋼材又はシーズが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めるものとする。</u>  (5) PC鋼材又はシーズがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てるものとする。</u>  (6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配置しなければならない。  また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび、<u>損傷を受けたりしないように保護するものとする。</u></p> <p>3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。  (1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを<u>確認するものとする。</u>  なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。  (2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを<u>確認するものとする。</u>  (3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を<u>行うものとする。</u>  ア～イ [略]  (4) プレストレスの導入に先立ち、<u>前項(3)</u>の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を<u>提出</u> <u>するものとする。</u>  (5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように<u>管理するものとする。</u>  (6) 緊張管理計画書で<u>示した</u>荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡する<u>とともに、</u>原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に<u>行わなければならない</u>。</p> <p>(8) プレストレッシングの<u>施工は</u>、道路橋示方書に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備<u>及び</u>保管し、監督職員<u>又は検査職員から</u>請求があった場合は速やかに<u>提示しなければならない</u>。</p> <p>(9) プレストレッシング終了後のP C鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。<u>これにより難しい場合は、設計図書に関して</u>監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のP C鋼材の引張力を<u>定めなければならない</u>。</p> <p>4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>ア グラウトに用いるセメントはJ I S R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する<u>ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない</u>。</p> <p>イ <u>グラウト</u>は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ グラウトの材齢 28 日における圧縮強度は、30.0N/mm<sup>2</sup> 以上<u>とするものとする</u>。</p> <p>オ <u>グラウトの体積変化率は±0.5%の範囲内とする</u>。</p> <p>カ グラウトのブリーディング率は、24 時間後 <u>0.0%</u>とするものとする。</p> <p>キ〜ク [略]</p> <p>(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。</p> <p>ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ ブリーディング率及び体積変化率の試験</p> <p>ウ〜エ [略]</p> <p>(3) グラウトの施工<u>については</u>、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</p> <p>また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。</p> <p><u>(4) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</u></p> <p><u>(5) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。</u></p> <p><u>(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上を保ち、凍結することのないように行わなければならない。</u></p> <p><u>(7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>なお、注入時のグラウトの温度は 35℃を超えてはならない。</p>	<p>(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に<u>行うものとする</u>。</p> <p>(8) プレストレッシングの<u>施工については</u>、道路橋示方書に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C鋼材の拔出し量、緊張の日時<u>及び</u>コンクリートの強度等の記録を整備、保管し、監督職員<u>の</u>請求があった場合は速やかに<u>提示するとともに、検査時に提出しなければならない</u>。</p> <p>(9) プレストレッシング終了後のP C鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。<u>これ以外の場合</u>、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のP C鋼材の引張力を<u>定めるものとする</u>。</p> <p>4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>ア グラウトに用いるセメントはJ I S R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する<u>普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は監督職員の承諾を得るものとする</u>。</p> <p>イ <u>混和剤</u>は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ グラウトの材齢 28 日における圧縮強度は、30.0N/mm<sup>2</sup> 以上<u>を標準とする</u>。</p> <p>オ 体積変化率は、<u>P Cグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法 (鉛直管方法) (JSCE-F535) に準じて求める値が-0.5~0.5%の範囲内であることを標準とする</u>。</p> <p>カ グラウトのブリーディング率は、24 時間後 <u>0%</u>とするものとする。</p> <p>キ〜ク [略]</p> <p>(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。</p> <p>ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ ブリーディング率及び体積変化率試験</p> <p>ウ〜エ [略]</p> <p>(3) グラウトの施工に<u>あたっては</u>、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</p> <p>また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>(4) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。</u></p> <p><u>(5) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウトが凍結することのないように、行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 暑中における施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないようにしなければならない。</u></p> <p>なお、注入時のグラウトの温度は 35℃を超えてはならない。</p>

改正後

12-3-3 支承工

受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

第4節 橋梁付属物工

12-4-1 伸縮装置工

- 1 受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- 2 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によらなければならない。

12-4-2・12-4-3 [略]

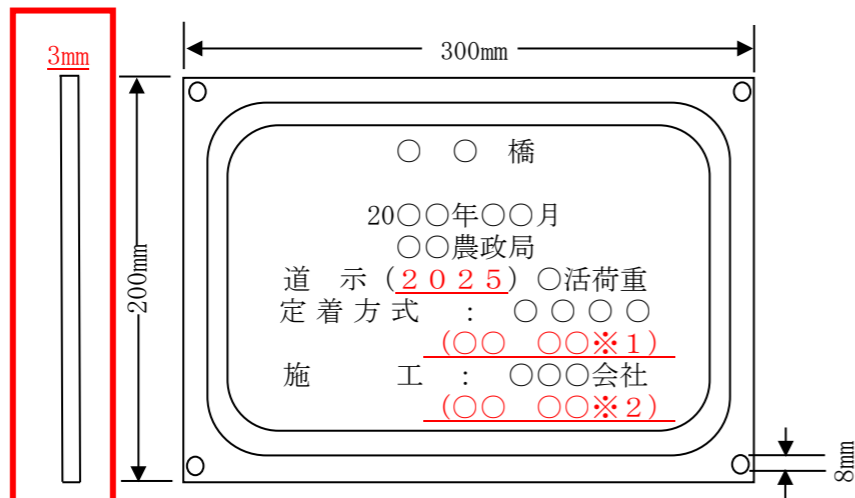
12-4-4 地覆工

受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。

12-4-5・12-4-6 [略]

12-4-7 銘板工

- 1 受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図 12-4-1 橋歴板の記載例によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。



板厚 3mm  
※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名

図 12-4-1 橋歴板の記載例

改正前

12-3-3 支承工

受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧施工の規定によらなければならない。

第4節 橋梁付属物工

12-4-1 伸縮装置工

- 1 受注者は、伸縮装置の据付けについて、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、事前に監督職員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によるものとする。

12-4-2・12-4-3 [略]

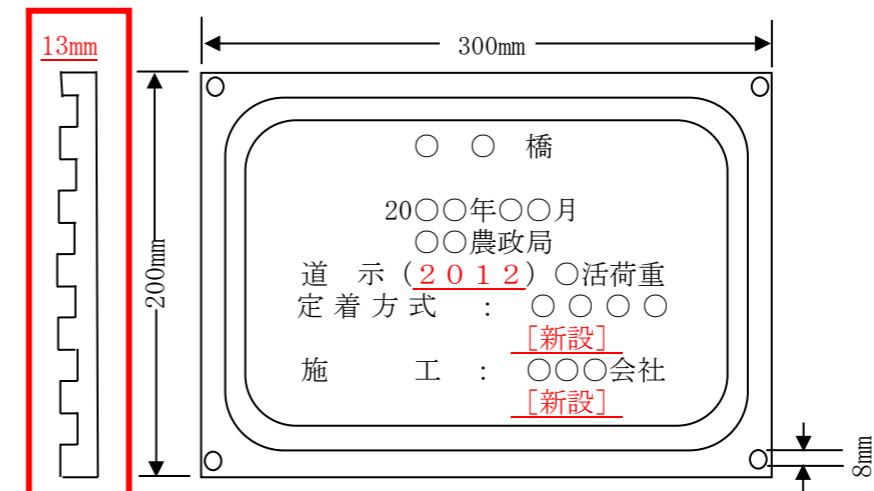
12-4-4 地覆工

受注者は、設計図書に基づいて地覆を施工しなければならない。

12-4-5・12-4-6 [略]

12-4-7 銘板工

- 1 受注者は、橋歴板の製作について、材質は J I S H 2202（鋳鉄用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図 12-4-1 橋歴板の記載例によらなければならない。



板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm  
[新設]

図 12-4-1 橋歴板の記載例

改 正 後	改 正 前
<p>2 受注者は、<u>橋歴板</u>は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>3 <u>受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。</u></p> <p><b>12-4-8 現場塗装工</b></p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。<u>これ以外の場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表 12-4-1 塗装禁止条件に示すとおりである。</u></p> <p>(1) [略] [削る。]</p> <p>(2) 降雨等で表面が濡れているとき。</p> <p>(3) 風が強いとき、及び塵埃が多いとき。</p> <p>(4) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。</p> <p>(5) 炎天で表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。</p> <p>(6) その他監督職員が不適当と認めるとき。</p> <p>10 [略]</p> <p>11 受注者は、<u>塗り残し、ながれ、しわ</u>等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。</p> <p>12 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の<u>塗料を均一な状態</u>にしてから使用しなければならない。</p> <p>13 下塗り</p> <p>(1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じたときは再び素地調整を行い、<u>塗装しなければならない。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。</p> <p>ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。</p> <p>なお、防錆剤の<u>使用については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>14・15 [略]</p> <p>16 検査</p> <p>(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成<u>及び</u>保管し、監督職員<u>又は検査職員から</u>請求があった場合は速やかに提示するとともに<u>工事完成時に監督職員へ</u>提出しなければならない。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、膜厚測定器として<u>電磁膜厚計</u>を使用しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>ア 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の90%以上とするものとする。</p> <p>イ 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の70%以上とするものとする。</p>	<p>2 受注者は、<u>原則として橋歴板</u>は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>3 橋歴板に記載する年月は、橋梁の<u>完成年月とする。</u></p> <p><b>12-4-8 現場塗装工</b></p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。<u>[新設]</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>低温用の塗料に対する制限は上表において、気温については5℃以下、20℃以上、湿度については85%以上とする。</u></p> <p>(3) 降雨等で表面が濡れているとき。</p> <p>(4) 風が強いとき、及び塵埃が多いとき。</p> <p>(5) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。</p> <p>(6) 炎天で表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。</p> <p>(7) その他監督職員が不適当と認めるとき。</p> <p>10 [略]</p> <p>11 受注者は、<u>塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ</u>等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。</p> <p>12 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の<u>底部に顔料が沈殿しないよう</u>にしてから使用しなければならない。</p> <p>13 下塗り</p> <p>(1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じたときは再び素地調整を行い、<u>塗装するものとする。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。</p> <p>ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。</p> <p>なお、防錆剤の<u>使用について監督職員の承諾を得るものとする。</u></p> <p>14・15 [略]</p> <p>16 検査</p> <p>(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員<u>の</u>請求があった場合は速やかに提示するとともに<u>検査時に</u>提出しなければならない。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、膜厚測定器として<u>2点調整式電磁膜厚計</u>を使用しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>ア 塗膜厚測定値（5点平均）の平均値は、<u>目標塗膜厚（合計値）</u>の90%以上とするものとする。</p> <p>イ 塗膜厚測定値（5点平均）の最小値は、<u>目標塗膜厚（合計値）</u>の70%以上とするものとする。</p>

改正後

- ウ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。
  - エ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は最上層の塗料を塗増して、再検査しなければならない。
- (7) [略]

第5節 舗装工

12-5-1・12-5-2 [略]

12-5-3 グースアスファルト舗装工

- 1～4 [略]
- 5 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧の規定による。
- 6 接着剤の塗布に当たっては、以下の各規定による。
  - (1) [略]
  - (2) 接着剤の規格は表 12-5-1(1)及び 12-5-1(2)を満足するものでなければならない。

表 12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用）

項目	規格値	試験方法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833-1, 2
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2
指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5600
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K <u>5600</u>
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K <u>5600</u>

(注) 基盤目試験の判定点は (一財) 日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

表 12-5-1(2) [略]

改正前

- ウ 塗膜厚測定値（5点平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計)の20%を超えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。
  - エ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合には、さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。
- (7) [略]

第5節 舗装工

12-5-1・12-5-2 [略]

12-5-3 グースアスファルト舗装工

- 1～4 [略]
- 5 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に当たり、舗装施工便覧の規定によらなければならない。
- 6 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。
  - (1) [略]
  - (2) 接着剤の規格は表 12-5-1(1)及び 12-5-1(2)を満足するものでなければならない。

表 12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用）

項目	規格値	試験方法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833-1, 2
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2
指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5600
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K <u>5664</u>
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K <u>5664</u>

(注) 基盤目試験の判定点は (一財) 日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

表 12-5-1(2) [略]

改正後

(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、0.3~0.4 kg/m<sup>2</sup>の割合で塗布しなければならない。塗布は鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、0.15~0.2 kg/m<sup>2</sup>の割合で一層目を塗布し、この層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。

(4)・(5) [略]

7 受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の規定による。

(1) 受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

(2) [略]

8 受注者は、グースアスファルトの示方配合は、次の規定による。

(1) 骨材の標準粒度範囲は表 12-5-2 に適合するものとする。

表 12-5-2 骨材の標準粒度範囲

ふるい目の開き	通過質量百分率 (%)
19.0mm	100
13.2mm	95~100
4.75mm	65~85
2.36mm	45~62
600 μm	35~50
300 μm	28~42
150 μm	25~34
75 μm	20~27

(2) 標準アスファルト量の規格は表 12-5-3 に適合するものとする。

表 12-5-3 標準アスファルト量  
[略]

(3) 受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に当たっては配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

9 設計アスファルト量の決定については、次の規定による。

(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 12-5-4 の基準値を満足するものでなければならない。

表 12-5-4 アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの基準値  
[略]

(2) グースアスファルトの混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。

改正前

(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、接着剤を 0.3~0.4 kg/m<sup>2</sup>の割合でむらのないように一様に塗布しなければならない。一層目は 0.15~0.2 kg/m<sup>2</sup>を塗布し、この層を約3時間乾燥させた後、一層目を上に同じ要領によって二層目を塗布しなければならない。

(4)・(5) [略]

7 受注者は、夏期高温時に施工する場合、以下の規定によらなければならない。

(1) 流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

(2) [略]

8 受注者は、グースアスファルトの示方配合を、次の規定によるものとする。

(1) 骨材の標準粒度範囲は表 12-5-2 に適合するものとする。

表 12-5-2 骨材の標準粒度範囲

ふるい目の開き	通過質量百分率
19.0mm	100
13.2mm	95~100
4.75mm	65~85
2.36mm	45~62
600 μm	35~50
300 μm	28~42
150 μm	25~34
75 μm	20~27

(2) アスファルトの標準混合量の規格は表 12-5-3 に適合するものとする。

表 12-5-3 アスファルトの標準混合量  
[略]

(3) グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に当たり、配合設計を行い、監督職員の承諾を得るものとする。

9 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。

(1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表 12-5-4 の基準値を満足するものでなければならない。

表 12-5-4 グースアスファルトの基準値  
[略]

(2) グースアスファルトの混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。

改 正 後	改 正 前
<p>(3) <u>受注者は</u>、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量が<u>まとまらない</u>場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。</p> <p>(4) <u>受注者は</u>、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備<u>及び</u>保管し、<u>監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない</u>。</p> <p>(5) [略]</p> <p>10 現場配合については、<u>受注者は</u>舗設に先立って本章 12-5-3 グースアスファルト舗装工 9 (4) で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。</p> <p>ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。</p> <p>11 <u>受注者は</u>、混合物の製造に<u>当たっては</u>、次の<u>規定による</u>。</p> <p>(1) <u>アスファルトプラントにおける</u>グースアスファルトの標準加熱温度は表 12-5-5 を満足するものとする。</p> <p>表 12-5-5 <u>アスファルトプラントにおける</u>グースアスファルトの標準加熱温度 [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>12 <u>敷均しの施工に当たっては</u>、次の<u>規定による</u>。</p> <p>(1) <u>受注者は</u>、グースアスファルトフィニッシュ又は人力により敷均ししなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>受注者は</u>、<u>表面が湿っていない</u>ときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。</p> <p>(4) <u>受注者は</u>、<u>グースアスファルトの舗設作業を</u>監督職員が承諾した場合を除き、気温が 5℃ 以下のときに施工してはならない。</p> <p>13 <u>目地工の施工に当たっては</u>、次の<u>規定による</u>。</p> <p>(1) <u>受注者は</u>、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。</p> <p>(2) <u>受注者は</u>、雨水等の浸入を防止するために、<u>標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局所的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない</u>。</p> <p>(3) ~ (4) [略]</p> <p><u>(5) 注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない</u>。</p> <p>(6) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、<u>受注者は</u>、できるだけ短時間で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。</p> <p>(7) <u>受注者は</u>、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。</p> <p><u>(8) プライマーの使用量は、目地内部に対しては 0.3 ㎖/㎡、構造物側面に対しては 0.2 ㎖/㎡、成型目地材面に対しては 0.3 ㎖/㎡とする。</u></p> <p>12-5-4 [略]</p> <p>第 6 節 [略]</p>	<p>(3) 試験の結果から基準値を満足するアスファルト量が<u>決定しない</u>場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。</p> <p>(4) 配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備、保管し監督職員の請求があった場合、<u>直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない</u>。</p> <p>(5) [略]</p> <p>10 現場配合については、舗設に先立って本章 12-5-3 グースアスファルト舗装工 9 (4) で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。</p> <p>ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。</p> <p>11 <u>受注者は</u>、混合物の製造に<u>当たり</u>、次の<u>規定によらなければならない</u>。</p> <p>(1) グースアスファルトの標準加熱温度は表 12-5-5 を満足するものとする。</p> <p>表 12-5-5 グースアスファルトの標準加熱温度 [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>12 <u>受注者は</u>、<u>敷均しの施工に当たり</u>、次の<u>規定によらなければならない</u>。</p> <p>(1) グースアスファルトフィニッシュ又は人力により敷均ししなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>橋面が乾燥している</u>ときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。</p> <p>(4) 監督職員が承諾した場合を除き、気温が 5℃ 以下のときに施工してはならない。</p> <p>13 <u>受注者は</u>、<u>目地工の施工に当たり</u>、次の<u>規定によらなければならない</u>。</p> <p>(1) 横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。</p> <p>(2) 雨水等の浸入を防止するために、<u>成型目地材若しくは、注入目地材を用いなければならない</u>。</p> <p>(3) ~ (4) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(5) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、できるだけ短時間で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。</p> <p><u>なお、溶解は、間接加熱によらなければならない</u>。</p> <p>(6) <u>受注者は</u>、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。</p> <p><u>なお、プライマーの使用量は、目地内部に対して 0.3 ㎖/㎡、構造物側面に対して 0.2 ㎖/㎡、成型目地材面に対して 0.3 ㎖/㎡とする。</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>12-5-4 [略]</p> <p>第 6 節 [略]</p>

改 正 後	改 正 前																		
<p><b>第 13 章 橋梁下部工事</b></p> <p><b>第 1 節 [略]</b></p> <p><b>第 2 節 一般事項</b></p> <p><b>13-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>適用すべき諸基準については、第 1 編 3-2-1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p><u>[削る]</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>(1) 道路橋支承便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 道路橋補修便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 杭基礎設計便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(4) 鋼管矢板基礎設計施工便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> </table> <p><b>13-2-2 一般事項</b></p> <p>1 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><b>第 3 節 [略]</b></p> <p><b>第 4 節 橋台工</b></p> <p><b>13-4-1~13-4-3 [略]</b></p> <p><b>13-4-4 躯体工</b></p> <p>1~4 [略]</p> <p>6 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>7 受注者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支承便覧の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>8 [略]</p> <p>9 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>10~13 [略]</p> <p>14 受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。</p> <p><b>第 5 節~第 7 節 [略]</b></p>	<u>(1) 道路橋支承便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(2) 道路橋補修便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(3) 杭基礎設計便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(4) 鋼管矢板基礎設計施工便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<p><b>第 13 章 橋梁下部工事</b></p> <p><b>第 1 節 [略]</b></p> <p><b>第 2 節 一般事項</b></p> <p><b>13-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>適用すべき諸基準については、第 1 編 3-2-1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>(1) 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 道路橋支承便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 道路橋補修便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(4) 杭基礎設計便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td><u>(5) 鋼管矢板基礎設計施工便覧</u></td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> </table> <p><b>13-2-2 一般事項</b></p> <p>1 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><b>第 3 節 [略]</b></p> <p><b>第 4 節 橋台工</b></p> <p><b>13-4-1~13-4-3 [略]</b></p> <p><b>13-4-4 躯体工</b></p> <p>1~5 [略]</p> <p>6 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>7 受注者は、支承部の箱抜き施工について、道路橋支承便覧の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>8 [略]</p> <p>9 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員と協議しなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合は、この限りではない。</p> <p>10~13 [略]</p> <p>14 受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。なお、有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。</p> <p><b>第 5 節~第 7 節 [略]</b></p>	<u>(1) 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(2) 道路橋支承便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(3) 道路橋補修便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(4) 杭基礎設計便覧</u>	(公社) 日本道路協会	<u>(5) 鋼管矢板基礎設計施工便覧</u>	(公社) 日本道路協会
<u>(1) 道路橋支承便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(2) 道路橋補修便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(3) 杭基礎設計便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(4) 鋼管矢板基礎設計施工便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(1) 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(2) 道路橋支承便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(3) 道路橋補修便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(4) 杭基礎設計便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		
<u>(5) 鋼管矢板基礎設計施工便覧</u>	(公社) 日本道路協会																		

改正後	改正前
<p><b>第14章 頭首工工事</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p><b>14-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」 農林水産省農村振興局  (2) 河川砂防技術基準 国土交通省  (3) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会  <u>(4) 仮締切堤設置基準(案) 国土交通省</u>  <u>(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社) 土木学会</u></p> <p><b>14-2-2 一般事項</b></p> <p>1 受注者は、頭首工の施工に<u>おける</u>既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については<u>設計図書に基づき施工</u>しなければならない。</p> <p>2 輸送工  受注者は、P C桁等の輸送に着手する前に<u>輸送計画に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない</u>。</p> <p><b>14-2-3 [略]</b></p> <p><b>第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 可動堰本体工</b></p> <p><b>14-4-1～14-4-6 [略]</b></p> <p><b>14-4-7 床版(堰体)工</b></p> <p>1 受注者は、床版工の施工に<u>当たっては</u>、床付地盤と<u>敷均しコンクリート</u>、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みは</u>、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、<u>埋設鋼構造物</u>がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。</p> <p>なお、同時施工が困難な場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員と協議し箱抜き工法(二次コンクリート)とすることができる。その場合、<u>本体(一次)コンクリート</u>と二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。</p>	<p><b>第14章 頭首工工事</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p><b>14-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」 農林水産省農村振興局  (2) 河川砂防技術基準 国土交通省  (3) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会  <u>[新設]</u>  <u>[新設]</u></p> <p><b>14-2-2 一般事項</b></p> <p>1 受注者は、頭首工の施工に<u>において</u>、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、<u>施工計画書に記載</u>しなければならない。</p> <p>2 輸送工  受注者は、P C桁等の輸送に着手する前に<u>施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に提出しなければならない</u>。</p> <p><b>14-2-3 [略]</b></p> <p><b>第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 可動堰本体工</b></p> <p><b>14-4-1～14-4-6 [略]</b></p> <p><b>14-4-7 床版(堰体)工</b></p> <p>1 受注者は、床版工の施工に<u>当たり</u>、床付地盤と<u>均しコンクリート</u>、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>鋼構造物を埋設する場合</u>、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、<u>鋼構造物</u>がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。</p> <p>なお、同時施工が困難な場合は、監督職員と協議し箱抜き工法(二次コンクリート)とすることができる。その場合、<u>本体コンクリート</u>と二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>4 受注者は、<u>埋設鋼構造物周辺のコンクリート</u>は、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、<u>締固めをしなければならない</u>。</p> <p>5 埋設される鋼構造物が関連工事で施工される<u>場合については、第1編 1-1-17 受注者相互の協力の規定によるものとする</u>。</p> <p><b>14-4-8 堰柱工</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。</p> <p>3 <u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては</u>、第2編 14-4-7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。</p> <p><b>14-4-9 門柱工</b></p> <p><u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては</u>、第2編 14-4-7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。</p> <p><b>14-4-10 ゲート操作台工</b></p> <p>1 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。</p> <p>2 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い<u>補強しなければならない</u>。</p> <p><b>14-4-11 水叩（エプロン）工</b></p> <p>1 受注者は、水叩工の施工に<u>当たっては</u>、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。</p> <p><b>14-4-12・14-4-13 [略]</b></p> <p><b>14-4-14 取付擁壁工</b></p> <p>受注者は、取付擁壁の施工時期に<u>ついては</u>、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。</p> <p><b>第5節 固定堰本体工</b></p> <p><b>14-5-1～14-5-6 [略]</b></p> <p><b>14-5-7 堰体工</b></p> <p>1 受注者は、<u>床版部の施工に当たっては</u>、床付地盤と<u>敷均しコンクリート</u>、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2 <u>仮締切の施工手順によって</u>、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第1編3-7-12継目の規定によるものとする。</p> <p><b>14-5-8・14-5-9 [略]</b></p>	<p>4 受注者は、<u>鋼構造物を埋設する場合について</u>、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、<u>締固めなければならない</u>。</p> <p>5 埋設される鋼構造物が関連工事で施工される<u>場合、施工範囲は設計図書に示すとおりとするが、相互に協力しなければならない</u>。</p> <p><b>14-4-8 堰柱工</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。</p> <p>3 <u>堰柱に鋼構造物を埋設する場合</u>、第2編 14-4-7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。</p> <p><b>14-4-9 門柱工</b></p> <p><u>門柱に鋼構造物を埋設する場合</u>、第2編 14-4-7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。</p> <p><b>14-4-10 ゲート操作台工</b></p> <p>1 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。</p> <p>2 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い<u>補強筋を設置しなければならない</u>。</p> <p><b>14-4-11 水叩（エプロン）工</b></p> <p>1 受注者は、水叩工の施工に<u>当たり</u>、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。</p> <p><b>14-4-12・14-4-13 [略]</b></p> <p><b>14-4-14 取付擁壁工</b></p> <p>受注者は、取付擁壁の施工時期に<u>ついて</u>、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。</p> <p><b>第5節 固定堰本体工</b></p> <p><b>14-5-1～14-5-6 [略]</b></p> <p><b>14-5-7 堰体工</b></p> <p>1 受注者は、<u>堰体の施工に当たり</u>、床付地盤と<u>均しコンクリート</u>、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2 <u>受注者は、仮締切の施工手順によって</u>、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第1編3-7-12継目の規定によるものとする。</p> <p><b>14-5-8・14-5-9 [略]</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第6節 [略]</p> <p>第7節 魚道工</p> <p>14-7-1 [略]</p> <p>14-7-2 魚道本体工</p> <p>受注者は、床版部の施工に<u>当たっては</u>、床付地盤と<u>敷均しコンクリート</u>、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 一般事項</p> <p>1 本節は、管理橋上部工として<u>プレテンション桁購入工、ポストテンションT（I）桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、架設支保工、床版、横組工、支承工</u>について定めるものである。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、<u>J I S B 0205-1～4（一般用メートルねじ）</u>に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>14-9-2 プレテンション桁の購入</p> <p>1 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、<u>J I Sマーク表示認証製品を製造している工場</u>において製作したものを<u>用いなければならない</u>。</p> <p>2 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(1) PC鋼材についた油、土、<u>ごみ等</u>のコンクリートの付着を害するおそれのあるものを<u>除去し</u>製作されたもの。</p> <p>(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が30N/mm<sup>2</sup>以上であることを確認し、<u>製作されたもの</u>。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(3) コンクリートの施工について、次の規定により製作されたもの。</p> <p>ア 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて<u>製作されたもの</u>。</p> <p>イ 蒸気養生を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて<u>製作されたもの</u>。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作するものとする。<u>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない</u>。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるように<u>製作されたもの</u>。また、部材の移動を拘束しないようにして<u>製作されたものとする</u>。</p>	<p>第6節 [略]</p> <p>第7節 魚道工</p> <p>14-7-1 [略]</p> <p>14-7-2 魚道本体工</p> <p>受注者は、床版部の施工に<u>当たり</u>、床付地盤と<u>均しコンクリート</u>、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 一般事項</p> <p>1 本節は、管理橋上部工として<u>プレテンション桁購入工、ポストテンションT（I）桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、架設支保工、床版、横組工、支承工、橋梁付属物工、橋梁現場塗装工、管理橋舗装工その他これらに類する工種</u>について定めるものである。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、<u>J I S B 0205-1（一般用メートルねじ-第1部：基本山形）、J I S B 0205-2（一般用メートルねじ-第2部：全体系）、J I S B 0205-3（一般用メートルねじ-第3部：ねじ部品用に選択したサイズ）、J I S B 0205-4（一般用メートルねじ-第4部：基本寸法）</u>に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>14-9-2 プレテンション桁の購入</p> <p>1 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、<u>産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）</u>において製作したものを<u>用いなければならない</u>。</p> <p>2 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(1) PC鋼材についた油、土<u>及び</u>ごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを<u>清掃し、除去し</u>製作されたもの。</p> <p>(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、30N/mm<sup>2</sup>以上であることを確認し、<u>製作されたものとする</u>。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(3) コンクリートの施工は、次の規定によるものとする。</p> <p>ア 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて<u>製作する</u>。</p> <p>イ 蒸気養生を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて<u>製作するものとし、養生終了後、急激に温度を降下させないよう留意しなければならない</u>。 <u>なお、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作するものとする</u>。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるように<u>し、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの</u>。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>3 受注者は、型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに次の事項を表示するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) コンクリート打設<u>年月日</u></p> <p>(3) [略]</p> <p><b>14-9-3 ポストテンションT ( I ) 桁製作工</b></p> <p>1 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。</p> <p>(1) <u>受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない</u></p> <p>(2) <u>受注者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しに当たっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。</u></p> <p>(3) <u>受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。</u></p> <p>(4) <u>受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲及び型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 <u>PCケーブルの施工については、次の規定によるものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>受注者は、PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみ等が付着しないよう、挿入しなければならない。</u></p> <p>(3) シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。</u></p> <p>(4) PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めなければならない。</u></p> <p>(5) PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てなければならない。</u></p> <p>(6) 定着具及び接続具の使用については、<u>第2編 14-9-1一般事項3の規定によるものとする。</u></p> <p>(7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや<u>損傷を受けたりしないように保護しなければならない。</u>なお、ねじは、<u>第2編 14-9-1一般事項4の規定によるものとする。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に、<u>過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。</u></p> <p>6 受注者は、主桁製作設備の<u>施工については、次の規定によるものとする。</u></p> <p>(1) 主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p><b>14-9-4 [略]</b></p> <p><b>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</b></p>	<p>3 受注者は、型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに次の事項を表示するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) コンクリート打設<u>月日</u></p> <p>(3) [略]</p> <p><b>14-9-3 ポストテンションT ( I ) 桁製作工</b></p> <p>1 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。</p> <p>(1) 主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない</p> <p>(2) 桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しは、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に<u>実施するものとする。</u></p> <p>(3) 内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように<u>締固めるものとする。</u></p> <p>(4) 桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、<u>あるいは型枠のすみずみまで行き渡るように行うものとする。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 <u>受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土<u>及び</u>ごみ等が付着しないよう、<u>挿入作業をするものとする。</u></p> <p>(3) シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>圧力に耐える強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにするものとする。</u></p> <p>(4) PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めるものとする。</u></p> <p>(5) PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てるものとする。</u></p> <p>(6) 定着具及び接続具の使用については、<u>定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</u></p> <p>(7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび<u>たり</u>、<u>損傷を受けたりしないように保護するものとする。</u>なお、ねじは、<u>JIS B 0205 (一般メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に、横倒れ防止処置を行わなければならない。</p> <p>6 受注者は、主桁製作設備の<u>施工については、次の規定によらなければならない。</u></p> <p>(1) 主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p><b>14-9-4 [略]</b></p> <p><b>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>1 [略]</p> <p>2 <u>ブロック組立ての施工については、次の規定によるものとする。</u></p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・<u>規準編</u>（（公社）土木学会）における、J S C E - H 1 0 1 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイトンス、ごみ、油などを<u>取り除かなければならない。</u></p> <p>(3) プレキャストブロックの連結に<u>当たっては</u>、設計図書に示す品質が得られるように<u>施工しなければならない。</u></p> <p>(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが<u>生じないようにしなければならない。</u></p> <p>3 <u>PCケーブル及びPC緊張の施工については</u>、本章 14-9-3 ポストテンション T (I) 桁製作工 2 及び 3 の規定によるものとする。</p> <p>4 <u>グラウトの施工については</u>、次の規定によるものとする。</p> <p>(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを<u>行わなければならない。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p><b>14-9-6 PCホロースラブ製作工</b></p> <p>1 受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり<u>防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 受注者は、主ケーブルに片引きによる PC 固定及び PC 継手がある場合<u>は</u>、プレストレストコンクリート工法設計施工指針（（公社）土木学会）<u>の規定</u>により施工しなければならない。</p> <p>6 [略]</p> <p><b>14-9-7 PC箱桁製作工</b></p> <p>1 <u>移動型枠の施工については</u>、本章 14-9-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>2 <u>コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工については</u>、本章 14-9-3 ポストテンション T (I) 桁製作工 1 から 3 の規定によるものとする。</p> <p>3 <u>PC固定、PC継手の施工については</u>、本章 14-9-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>4 <u>横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工については</u>、本章 14-9-3 ポストテンション T (I) 桁製作工の規定によるものとする。</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 <u>受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。</u></p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・<u>基準編</u>（（公社）土木学会）における、J S C E - H 1 0 1 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイトンス、ごみ、油などを<u>取り除くものとする。</u></p> <p>(3) プレキャストブロックの連結に<u>当たり</u>、設計図書に示す品質が得られるように<u>施工するものとする。</u></p> <p>(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが<u>生じないようにするものとする。</u></p> <p>3 <u>受注者は、PCケーブル及びPC緊張の施工について</u>、本章 14-9-3 ポストテンション T (I) 桁製作工 2 及び 3 の規定によるものとする。</p> <p>4 <u>受注者は、グラウトの施工について</u>、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを<u>行うものとする。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p><b>14-9-6 PCホロースラブ製作工</b></p> <p>1 受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり<u>防止処置を講じなければならない。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 受注者は、主ケーブルに片引きによる PC 固定及び PC 継手がある場合、プレストレストコンクリート工法設計施工指針（（公社）土木学会）により施工しなければならない。</p> <p>6 [略]</p> <p><b>14-9-7 PC箱桁製作工</b></p> <p>1 <u>受注者は、移動型枠の施工について</u>、本章 14-9-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>2 <u>受注者は、コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工について</u>、本章 14-9-3 ポストテンション T (I) 桁製作工 1 から 3 の規定によるものとする。</p> <p>3 <u>受注者は、PC固定、PC継手の施工については</u>、本章 14-9-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>4 <u>受注者は、横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工について</u>、本章 14-9-3 ポストテンション T (I) 桁製作工の規定によるものとする。</p>

改正後	改正前
<p><b>14-9-8 クレーン架設工</b>  <u>プレキャスト桁の架設については、第2編 12-3-1 架設工1の規定によるものとする。</u></p> <p><b>14-9-9 架設桁架設工</b>  <u>架設桁架設については第2編 12-3-1 架設工2の規定によるものとする。</u></p> <p><b>14-9-10 架設支保工（固定）</b>  支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 <u>3-8-3</u> 型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p><b>14-9-11 [略]</b></p> <p><b>14-9-12 支承工</b>  <u>支承工の施工については、第2編 12-3-3 支承工の規定によるものとする。</u></p>	<p><b>14-9-8 クレーン架設工</b>  <u>受注者は、プレキャスト桁の架設について、架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない。</u></p> <p><b>14-9-9 架設桁架設工</b>  <u>1 受注者は、既架設桁を使用して、プレキャスト桁を架設する場合は、既架設桁の安全性について検討しなければならない。</u>  <u>2 受注者は、架設計画書に基づいた架設機材を用いて、安全に施工しなければならない。</u>  <u>3 プレキャスト桁の架設については、本章 14-9-8 クレーン架設工の規定によるものとする。</u></p> <p><b>14-9-10 架設支保工（固定）</b>  支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 <u>第3章第8節</u> 型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p><b>14-9-11 [略]</b></p> <p><b>14-9-12 支承工</b>  <u>受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧（（公社）日本道路協会）の規定によらなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><b>第15章 機場下部工事</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p>15-2-1 [略]</p> <p>15-2-2 一般事項</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。</p> <p><b>第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 機場本体工</b></p> <p>15-4-1 作業土工</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>15-4-2～15-4-6 [略]</p> <p><b>第5節 [略]</b></p>	<p><b>第15章 機場下部工事</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p>15-2-1 [略]</p> <p>15-2-2 一般事項</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 機場本体工</b></p> <p>15-4-1 作業土工</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合、その処理について監督職員と協議しなければならない。</p> <p>15-4-2～15-4-6 [略]</p> <p><b>第5節 [略]</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 16 章 地すべり防止工事</b></p> <p><b>第 1 節 [略]</b></p> <p><b>第 2 節 一般事項</b></p> <p><b>16-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>適用すべき諸基準については、第 1 編 3-2-1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」 農林水産省農村振興局  (2) <u>PC フレーム工法設計・施工の手引き</u> PC フレーム協会  (3) 新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会  (4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会  (5) <u>新・斜面崩壊防止工事の設計と実例</u> (一社) 全国治水砂防協会</p> <p><b>16-2-2 一般事項</b></p> <p>1 [略]  2 受注者は、集水井の施工に<u>当たっては</u>、常に<u>観測(監視)計画等にて</u>地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、<u>異常(数値の変化等)が確認された場合は速やかに</u>監督職員に報告しなければならない。  3 輸送工  受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載しなければならぬ</u>。</p> <p><b>第 3 節～第 5 節 [略]</b></p> <p><b>第 6 節 水抜きボーリング工</b></p> <p><b>16-6-1 水抜きボーリング工</b></p> <p>1・2 [略]  3 <u>保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書で指定する場合を除き、硬質ポリ塩化ビニル管とするものとする。</u></p> <p><u>4 保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。</u>  <u>5 受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔</u>地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した<u>標示板</u>を立てなければならない。</p> <p><b>16-6-2 [略]</b></p>	<p><b>第 16 章 地すべり防止工事</b></p> <p><b>第 1 節 [略]</b></p> <p><b>第 2 節 一般事項</b></p> <p><b>16-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>適用すべき諸基準については、第 1 編 3-2-1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」 農林水産省農村振興局  (2) <u>PC フレームアンカー工法設計・施工の手引き</u> PC フレーム協会  (3) 新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会  (4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会  <u>[新設]</u></p> <p><b>16-2-2 一般事項</b></p> <p>1 [略]  2 受注者は、集水井の施工に<u>当たり</u>、常に<u>移動計測等により</u>地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、<u>定期的かつ必要がある場合に</u>監督職員に報告しなければならない。  3 輸送工  受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載し、監督職員に提出</u>しなければならない。</p> <p><b>第 3 節～第 5 節 [略]</b></p> <p><b>第 6 節 水抜きボーリング工</b></p> <p><b>16-6-1 水抜きボーリング工</b></p> <p>1・2 [略]  3 <u>受注者は、保孔管を削孔全長に挿入するものとする。</u>  <u>なお、設計図書で指定する場合を除き、硬質ポリ塩化ビニル管を使用するものとし、保孔管のストレーナー加工は、設計図書によるものとする。</u>  <u>[新設]</u>  <u>4 受注者は、各箇所の削孔完了後、削孔</u>地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した<u>表示板</u>を立てなければならない。</p> <p><b>16-6-2 [略]</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第7節 集水井設置工</b></p> <p>16-7-1 [略]</p> <p>16-7-2 集水井工</p> <p>1 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に多量の湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、集水井の設置位置及び深度について、現地状況により設計図書に定めた設置位置及び深度に支障がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>16-7-3・16-7-4 [略]</p> <p><b>第8節 抑止杭工</b></p> <p>16-8-1 [略]</p> <p>16-8-2 抑止杭工</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、杭建込みのための削孔に当たっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。</p> <p>3 受注者は、杭建込みのための削孔作業においては、排出土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩または固定地盤面の深度を確認のうえ、施工しなければならない。</p> <p>4 既製杭による施工</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 受注者は、杭の建込みに当たっては、各削孔完了後に直ちに挿入しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、既製杭の施工に当たっては、掘進用刃先、拡孔錘等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるように配慮しておかなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 シャフト工（深礎工）による施工</p> <p>(1) 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間なく打設しなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないよう組立てなければならない。</p> <p>なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆わなければならない。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>(6) [略]</p>	<p><b>第7節 集水井設置工</b></p> <p>16-7-1 [略]</p> <p>16-7-2 集水井工</p> <p>1 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合、速やかに監督職員に報告し指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、集水井の施工について、現地状況により設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>16-7-3・16-7-4 [略]</p> <p><b>第8節 抑止杭工</b></p> <p>16-8-1 [略]</p> <p>16-8-2 抑止杭工</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、杭建込みのための削孔に当たり、地形図、土質柱状図等を把握し、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。</p> <p>3 受注者は、杭建込みのための削孔作業において、排出土及び削孔時間等から地質の状況、基岩または固定地盤面の深度を記録しながら施工しなければならない。</p> <p>4 既製杭による施工</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 受注者は、削孔完了後、直ちに杭を建込まなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、既製杭の施工に当たり、地質の変化等に即応できるよう掘進用刃先、拡孔錘等の種類等に配慮しておかなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 シャフト工（深礎工）による施工</p> <p>(1) 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合、事前掘削を行い、コンクリートをライナープレートと隙間なく打設しなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工（ライナープレート）を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。[新設]</p> <p>なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆うものとする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(6) [略]</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(7) 受注者は、<u>軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。</u>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を<u>得なければならない。</u></p> <p>(8) 受注者は、<u>深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。</u>ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して<u>行ってはならない。</u></p> <p>(9) 受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。<u>なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(10) <u>裏込材注入圧力は、低圧 (0.1N/mm<sup>2</sup>程度) とするが、これにより難しい場合は、<u>施工に先立って</u>監督職員の承諾を<u>得なければならない。</u></u></p> <p>(11) 受注者は、グラウトの注入<u>方法については、</u>施工計画書に記載し、<u>施工に当たっては</u>施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合<u>は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ</u>提出しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった<u>場合は、設計図書に関して</u>監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(13) ・ (14) [略]</p>	<p>(7) 受注者は、<u>鉄筋の継手を重ね継手とする。</u>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を<u>得るものとする。</u></p> <p>(8) 受注者は、<u>鉄筋の組立てに当たり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なもの</u>しなければならない。また、<u>山留め材を取り外す場合、あらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分に配慮しておかなければならない。</u></p> <p>(9) 受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。<u>[新設]</u></p> <p>(10) <u>裏込注入 (グラウト) 圧力は、低圧 (0.1N/mm<sup>2</sup>程度) とするが、これにより難しい場合は、<u>事前に</u>監督職員の承諾を<u>得るものとする。</u></u></p> <p>(11) 受注者は、グラウトの注入<u>方法について、</u>施工計画書に記載し、<u>施工に当たり</u>施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった<u>場合に、直ちに提示するとともに、検査時に</u>提出しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった<u>場合、</u>監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(13) ・ (14) [略]</p>
<p><b>第9節 [略]</b></p>	<p><b>第9節 [略]</b></p>
<p><b>第10節 暗渠工</b></p>	<p><b>第10節 暗渠工</b></p>
<p>16-10-1 [略]</p>	<p>16-10-1 [略]</p>
<p>16-10-2 暗渠工</p> <p>受注者は、地下水排除のため暗渠の<u>施工に当たっては、</u>基礎を固めた後、<u>透水管</u>及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。<u>透水管</u>及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。</p>	<p>16-10-2 暗渠工</p> <p>受注者は、地下水排除のため暗渠の<u>施工に当たり、</u>基礎を固めた後、<u>吸水管</u>及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。<u>吸水管</u>及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。</p>
<p><b>第11節～第15節 [略]</b></p>	<p><b>第11節～第15節 [略]</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 17 章・第 18 章</b> [略]</p> <p><b>第 20 章 推進工事</b></p> <p>第 1 節～第 3 節 [略]</p> <p>第 4 節 推進工</p> <p>20-4-1・20-4-2 [略]</p> <p>20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進法）</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第 1 編 1-1-24 建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>10～12 [略]</p> <p>20-4-4～20-4-6 [略]</p> <p>第 5 節 仮設工</p> <p>20-5-1・20-5-2 [略]</p> <p>20-5-3 泥水処理設備工</p> <p>泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1-1-24 建設副産物及び第 1 編 3-21-2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。</p> <p>なお、これにより難い場合については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>20-5-4～20-5-6 [略]</p>	<p><b>第 17 章・第 18 章</b> [略]</p> <p><b>第 20 章 推進工事</b></p> <p>第 1 節～第 3 節 [略]</p> <p>第 4 節 推進工</p> <p>20-4-1・20-4-2 [略]</p> <p>20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進法）</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第 1 編 1-1-23 建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>10～12 [略]</p> <p>20-4-4～20-4-6 [略]</p> <p>第 5 節 仮設工</p> <p>20-5-1・20-5-2 [略]</p> <p>20-5-3 泥水処理設備工</p> <p>泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1-1-23 建設副産物及び第 1 編 3-21-2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。</p> <p>なお、これにより難い場合については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>20-5-4～20-5-6 [略]</p>

改正後

工事請負契約、施設機械工事等共通仕様書等  
に基づく提出様式

工事関係書類一覧表の整理

作成時期	種別	No.	工事関係書類		書類作成の位置付け					電子契約システム取扱対象	情報共有システム取扱対象	提出 電子納品	備考		
			書類名称	書類作成の根拠	書類作成者		提出先		提示						
					発注者	受注者	監督職員	契約担当						受注者保管	
契約関係書類	契約書	1	工事請負契約書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—		
		設計図書	2	土木工事共通仕様書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
			3	特別仕様書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	発注者より提供する	
			4	工事数量表	—	—	○	—	—	—	—	○	—	発注者より提供する	
			5	図面	—	—	○	—	—	—	—	○	—	発注者より提供する	
			6	現場説明書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
			7	(現場説明に対する) 質問回答書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
	契約関係書類	8	現場代理人及び主任技術者等通知書	建設業法第19条の二 工事請負契約書第10条第1項	様式1	—	○	—	—	—	○	—	—		
		9	委任権限除外通知書	工事請負契約書第10条第4項	様式2	—	○	—	—	—	○	—	—		
		10	請負代金内訳書及び工程表	工事請負契約書第3条第1項 共通仕様書第1編1-1-4	様式3	—	○	—	—	—	○	—	—		
		11	建設業退職金共済制度掛金 収納書	共通仕様書第1編1-1-52の4 現場説明書	様式4	—	○	—	—	—	○	—	電子メール等による提出可		
		12	建設業退職金共済制度証紙 受払簿	平成11年3月31日付11地第269号 「建設業退職金共済制度の普及徹底 について」の5	—	—	○	—	—	—	○	—	購入状況を把握するため、提出を求 める場合がある 電子メール等による提示可		
		13	請求書(前払金)	工事請負契約書第35条第1項	様式5	—	○	—	—	—	○	—	—		
		14	VE提案書(契約後VE)	工事請負契約書第19条の2第1項 平成27年10月1日付27農振第1408 号「契約後VE方式の入札契約手続き 等について」	様式6	—	○	—	—	—	○	—	契約締結後にVE提案を行わない場 合は不要 電子メール等による提出可		
工事着手前	施工計画	15	施工計画書	共通仕様書第1編1-1-2の1	—	—	○	●	—	—	—	○	重要変更の都度提出		
		16	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1~5号に 該当する事実があった場合)	—	—	—	○	●	—	—	—	○	契約書18条第1項に該当する事実 があった場合のみ提出		
		17	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1~5号に 該当する事実がない場合)	共通仕様書第1編1-1-3の2	—	—	—	○	—	—	○	○	契約書18条第1項に該当する事実 がない場合は提示		
		18	工事測量結果(測量標及び 多角点設置)	—	—	—	○	●	—	—	—	○	○		
		19	工事測量結果(設計図書と の差異がある場合)	共通仕様書第1編1-1-42の1	—	—	—	○	●	—	—	○	○	設計図書と照合し差異があった場 合のみ提出	
	20	工事測量結果(設計図書と の差異がない場合)	—	—	—	—	○	—	—	○	○	○	設計図書と照合し差異がない場 合は提示		
	施工体制	21	施工体制台帳	共通仕様書第1編1-1-15の1	様式7-1	—	○	—	—	—	○	○	○	○	
		21-1	再下請負通知書	工事請負契約書第7条 共通仕様書第1編1-1-15の1	様式7-2	—	○	—	●	—	—	○	○	○	下請け契約を締結する全ての工事 で提出
		21-2	作業員名簿	共通仕様書第1編1-1-15の1	様式7-3	—	○	—	—	—	○	○	○	○	
	22	施工体系図	共通仕様書第1編1-1-15の2	様式8	—	○	—	—	—	○	○	○	○		
その他	23	再生資源利用計画書	共通仕様書第1編1-1-23の5	様式9	—	○	○	—	—	—	○	○	○	該当する建設資材を搬入する場合、 施工計画書へ含めて提出	
	24	再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1-23の6	様式10	—	○	○	—	—	—	○	○	○	該当する建設資材を搬入する場合、 施工計画書へ含めて提出	
	25	通知書(建設リサイクル法第11 条)	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第11条	様式11	○	—	—	—	—	—	—	—	—	都道府県知事等に提出 電子メール等による提出可	
	26	説明書(建設リサイクル法第12 条)	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第12条第1項	様式12	—	○	—	—	—	—	—	—	—	電子メール等による提出可	
	27	建設工事に係る資材の再資源 化に関する法律第13条に 基づく記載事項	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第13条第1項	様式13	—	○	—	—	—	—	—	—	—	電子メール等による提出可	
27-1	工事の施工効率向上対策議 事録	—	様式42	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○		

改正前

工事請負契約、施設機械工事等共通仕様書等  
に基づく提出様式

工事関係書類一覧表の整理

作成時期	種別	No.	工事関係書類		書類作成の位置付け					電子契約システム取扱対象	情報共有システム取扱対象	提出 電子納品	備考		
			書類名称	書類作成の根拠	書類作成者		提出先		提示						
					発注者	受注者	監督職員	契約担当						受注者保管	
契約関係書類	契約書	1	工事請負契約書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—		
		設計図書	2	土木工事共通仕様書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
			3	特別仕様書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	発注者より提供する	
			4	工事数量表	—	—	○	—	—	—	—	○	—	発注者より提供する	
			5	図面	—	—	○	—	—	—	—	○	—	発注者より提供する	
			6	現場説明書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
			7	(現場説明に対する) 質問回答書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
	契約関係書類	8	現場代理人及び主任技術者等通知書	建設業法第19条の二 工事請負契約書第10条第1項	様式1	—	○	—	—	—	○	—	—		
		9	委任権限除外通知書	工事請負契約書第10条第4項	様式2	—	○	—	—	—	○	—	—		
		10	請負代金内訳書及び工程表	工事請負契約書第3条第1項 共通仕様書第1編1-1-4	様式3	—	○	—	—	—	○	—	—		
		11	建設業退職金共済制度掛金 収納書	共通仕様書第1編1-1-52の4 現場説明書	様式4	—	○	—	—	—	○	—	電子メール等による提出可		
		12	建設業退職金共済制度証紙 受払簿	平成11年3月31日付11地第269号 「建設業退職金共済制度の普及徹底 について」の5	—	—	○	—	—	—	○	—	購入状況を把握するため、提出を求 める場合がある 電子メール等による提示可		
		13	請求書(前払金)	工事請負契約書第35条第1項	様式5	—	○	—	—	—	○	—	—		
		14	VE提案書(契約後VE)	工事請負契約書第19条の2第1項 平成27年10月1日付27農振第1408 号「契約後VE方式の入札契約手続き 等について」	様式6	—	○	—	—	—	○	—	契約締結後にVE提案を行わない場 合は不要 電子メール等による提出可		
工事着手前	施工計画	15	施工計画書	共通仕様書第1編1-1-2の1	—	—	○	●	—	—	—	○	重要変更の都度提出		
		16	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1~5号に 該当する事実があった場合)	—	—	—	○	●	—	—	—	○	契約書18条第1項に該当する事実 があった場合のみ提出		
		17	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1~5号に 該当する事実がない場合)	共通仕様書第1編1-1-3の2	—	—	—	○	—	—	○	○	契約書18条第1項に該当する事実 がない場合は提示		
		18	工事測量結果(測量標及び 多角点設置)	—	—	—	○	●	—	—	—	○	○		
		19	工事測量結果(設計図書と の差異がある場合)	共通仕様書第1編1-1-42の1	—	—	—	○	●	—	—	○	○	設計図書と照合し差異があった場 合のみ提出	
	20	工事測量結果(設計図書と の差異がない場合)	—	—	—	—	○	—	—	○	○	○	設計図書と照合し差異がない場 合は提示		
	施工体制	21	施工体制台帳	共通仕様書第1編1-1-15の1	様式7-1	—	○	—	—	—	○	○	○	○	
		21-1	再下請負通知書	工事請負契約書第7条 共通仕様書第1編1-1-15の1	様式7-2	—	○	—	●	—	—	○	○	○	下請け契約を締結する全ての工事 で提出
		21-2	作業員名簿	共通仕様書第1編1-1-15の1	様式7-3	—	○	—	—	—	○	○	○	○	
	22	施工体系図	共通仕様書第1編1-1-15の2	様式8	—	○	—	—	—	○	○	○	○		
その他	23	再生資源利用計画書	共通仕様書第1編1-1-23の5	様式9	—	○	○	—	—	—	○	○	○	該当する建設資材を搬入する場合、 施工計画書へ含めて提出	
	24	再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1-23の6	様式10	—	○	○	—	—	—	○	○	○	該当する建設資材を搬入する場合、 施工計画書へ含めて提出	
	25	通知書(建設リサイクル法第11 条)	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第11条	様式11	○	—	—	—	—	—	—	—	—	都道府県知事等に提出 電子メール等による提出可	
	26	説明書(建設リサイクル法第12 条)	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第12条第1項	様式12	—	○	—	—	—	—	—	—	—	電子メール等による提出可	
	27	建設工事に係る資材の再資源 化に関する法律第13条に 基づく記載事項	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第13条第1項	様式13	—	○	—	—	—	—	—	—	—	電子メール等による提出可	
27-1	工事の施工効率向上対策議 事録	—	様式42	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○		



改 正 後

改 正 前

工事完成時	契約関係書類	66	完成通知書	工事請負契約書第32条第1項	様式38	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	修補がなければ不要	
		67	修補完了報告書	工事請負契約書第32条第1項	様式24	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	修補がなければ不要
		68	修補完了届	工事請負契約書第32条第6項	様式25	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	〃
		69	引渡書	工事請負契約書第32条第4項	様式19	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	
		70	請求書(完成払金)	工事請負契約書第33条第1項	様式39	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	
	工事書類	71	出来形管理図表	共通仕様書第1編1-1-22の1	土木工事 施工管理基準	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	
		72	出来形数量	共通仕様書第1編1-1-22の2	-	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	
		73	出来形図	共通仕様書第1編1-1-22の3	-	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	
		74	品質管理図表	共通仕様書第1編1-1-22の1	土木工事 施工管理基準	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	
		75	工事材料品質証明書	共通仕様書第1編1-1-22の2	-	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	
		76	工事写真	共通仕様書第1編1-1-22の1(3) 共通仕様書第1編1-1-22の1	土木工事 施工管理基準	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	
		77	工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況	共通仕様書第1編1-1-22の1 平成13年4月2日付12経第2806号別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式のガイドライン」第2V2(2)	様式40	-	○	●	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○
	78	工事完成図	共通仕様書第1編1-1-22	図面	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	施工承諾の内容を最終の設計図に反映した図面	
	79	電子納品	共通仕様書第1編1-1-22の1	電子媒体	-	○	○	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	CD-R、DVD-R又はBD-R	
その他	80	報告書(建設リサイクル法第18条)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項	様式41	-	○	○	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	該当する資材がある場合提出	
	81	再生資源利用計画書(実施書)	共通仕様書第1編1-1-23の6 共通仕様書第1編1-1-23	様式9	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	該当する建設資材を搬入した場合提出
	82	再生資源利用促進計画書(実施書)	共通仕様書第1編1-1-23の6 共通仕様書第1編1-1-23	様式10	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	該当する建設副産物を搬出した場合提出

工事完成時	契約関係書類	66	完成通知書	工事請負契約書第32条第1項	様式38	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	修補がなければ不要	
		67	修補完了報告書	工事請負契約書第32条第1項	様式24	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	修補がなければ不要
		68	修補完了届	工事請負契約書第32条第6項	様式25	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	〃
		69	引渡書	工事請負契約書第32条第4項	様式19	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	
		70	請求書(完成払金)	工事請負契約書第33条第1項	様式39	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	
	工事書類	71	出来形管理図表	共通仕様書第1編1-1-21の1	土木工事 施工管理基準	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	
		72	出来形数量	共通仕様書第1編1-1-21の2	-	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	
		73	出来形図	共通仕様書第1編1-1-21の3	-	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	
		74	品質管理図表	共通仕様書第1編1-1-21の1	土木工事 施工管理基準	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	
		75	工事材料品質証明書	共通仕様書第1編1-1-21の2	-	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	
		76	工事写真	共通仕様書第1編1-1-21の1(3) 共通仕様書第1編1-1-21の1	土木工事 施工管理基準	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	
		77	工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況	共通仕様書第1編1-1-21の1 平成13年4月2日付12経第2806号別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式のガイドライン」第2V2(2)	様式40	-	○	●	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○
	78	工事完成図	共通仕様書第1編1-1-21	図面	-	○	●	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	施工承諾の内容を最終の設計図に反映した図面	
	79	電子納品	共通仕様書第1編1-1-21の1	電子媒体	-	○	○	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	CD-R、DVD-R又はBD-R	
その他	80	報告書(建設リサイクル法第18条)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項	様式41	-	○	○	-	-	-	▲	-	○	-	-	○	-	-	○	該当する資材がある場合提出	
	81	再生資源利用計画書(実施書)	共通仕様書第1編1-1-23の6 共通仕様書第1編1-1-23	様式9	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	該当する建設資材を搬入した場合提出
	82	再生資源利用促進計画書(実施書)	共通仕様書第1編1-1-23の6 共通仕様書第1編1-1-23	様式10	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	該当する建設副産物を搬出した場合提出

(注) 提出欄に「●」表記のある書類は、打合簿を添付して提出。  
提出物について、共通仕様書第1編1-1-2(29)により伝達された書類の紙による提出は不要とする。  
情報共有システム取扱対象欄に「▲」表記のある書類は、打合簿に添付することで、情報共有システムによる提出が可能な書類。

提出数合計		15	72			37	32	40
うち契約書類						34	1	8
うち工事書類(その他含む)						3	31	32

(注) 提出欄に「●」表記のある書類は、打合簿を添付して提出。

工事関係書類様式 [略]  
(様式1) ~ (様式2) [略]

(注) 提出欄に「●」表記のある書類は、打合簿を添付して提出。  
提出物について、共通仕様書第1編1-1-2(29)により伝達された書類の紙による提出は不要とする。  
情報共有システム取扱対象欄に「▲」表記のある書類は、打合簿に添付することで、情報共有システムによる提出が可能な書類。

提出数合計		15	72			37	32	40
うち契約書類						34	1	8
うち工事書類(その他含む)						3	31	32

(注) 提出欄に「●」表記のある書類は、打合簿を添付して提出。

工事関係書類様式 [略]  
(様式1) ~ (様式2) [略]

改正後

改正前

(様式3-1)

請負代金内訳書

年 月 日

(契約担当官等)

(官 職 氏 名) 殿

受注者 住 所  
会 社 名 等  
現 場 代 理 人

工 事 名

年 月 日契約締結した上記の工事について、工事請負契約書第3条の規定に基づき請負代金内訳書を提出します。

項 目	数 量	単 位	金 額
工事費計	1	式	
消費税相当額	1	式	
工事価格	1	式	
工事原価	1	式	
直接工事費	1	式	
間接工事費	1	式	
共通仮設費	1	式	
現場管理費	1	式	
一般管理費等	1	式	
材料費(直接工事費の内数(税抜き))	1	式	
労務費(直接工事費の内数(税抜き))	1	式	
法定福利費(現場管理費の内数(税抜き))	1	式	
建設業退職金共済契約に係る掛金(現場管理費の内数(税抜き))	1	式	
安全衛生費(工事原価の内数(税抜き))	1	式	

- (注) 1. 請負代金内訳書は契約締結後速やかに提出すること。  
2. 局契約に係るものについては、事業所等を経由して提出すること。

[削る]

(様式3-1)

請負代金内訳書

年 月 日

(契約担当官等)

(官 職 氏 名) 殿

受注者 住 所  
会 社 名 等  
現 場 代 理 人

工 事 名

年 月 日契約締結した上記の工事について、工事請負契約書第3条の規定に基づき請負代金内訳書を提出します。

項 目	数 量	単 位	金 額
工事費計	1	式	
消費税相当額	1	式	
工事価格	1	式	
工事原価	1	式	
直接工事費	1	式	
間接工事費	1	式	
[新設]	[新設]	[新設]	
[新設]	[新設]	[新設]	
一般管理費等	1	式	
[新設]	[新設]	[新設]	
[新設]	[新設]	[新設]	
法定福利費(工事価格の内数(税抜き))	1	式	
[新設]	[新設]	[新設]	
[新設]	[新設]	[新設]	

- (注) 1. 請負代金内訳書は契約締結後速やかに提出すること。  
2. 局契約に係るものについては、事業所等を経由して提出すること。  
3. 施設機械工事については、「直接工事費」、「間接工事費」を「製作工事原価」、「据付工事原価」、「設計技術費」に変更して提出すること。

改正後

(様式3-2・3-3) [略]

(様式4-1)

建設業退職金共済制度掛金収納書

年 月 日

(契約担当官等)

(官 職 氏 名) 殿

受注者 住 所  
会 社 名 等  
現 場 代 理 人

工 事 名

年 月 日契約締結した上記の工事について、土木工事共通仕様書第1編1-1-53第4項の規定に基づき掛金収納書を提出いたします。

契約金額		購入金額	

- (注) 1. 枠内に掛金収納書を貼り付けること。  
2. 局契約に係るものについては、事業所等を経由して提出すること。

改正前

(様式3-2・3-3) [略]

(様式4-1)

建設業退職金共済制度掛金収納書

年 月 日

(契約担当官等)

(官 職 氏 名) 殿

受注者 住 所  
会 社 名 等  
現 場 代 理 人

工 事 名

年 月 日契約締結した上記の工事について、土木工事共通仕様書第1編1-1-52第4項の規定に基づき掛金収納書を提出いたします。

契約金額		購入金額	

- (注) 1. 枠内に掛金収納書を貼り付けること。  
2. 局契約に係るものについては、事業所等を経由して提出すること。

改正後

(様式4-2) ~ (様式13) [略]

(様式14)

中間前金払認定願

年 月 日

(支出官等)  
(官職氏名)

殿

受注者 住 所  
会社名等  
氏 名

年 月 日契約締結した下記の工事について、工事請負契約書第35条第4項に基づき中間前金払認定をされたく申請します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 年 月 日から  
年 月 日まで

4. 請負代金額 ¥

(様式15) ~ (様式34) [略]

改正前

(様式4-2) ~ (様式13) [略]

(様式14)

中間前金払認定願

年 月 日

(支出官等)  
(官職氏名)

殿

受注者 住 所  
会社名等  
氏 名

年 月 日契約締結した下記の工事について、工事請負契約書第35条第5項に基づき中間前金払認定をされたく申請します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 年 月 日から  
年 月 日まで

4. 請負代金額 ¥

(様式15) ~ (様式34) [略]

休日等作業届

(様式35)

工事名： ○○○○I事  
受注者名： (株)○○○○

受注者欄		発注者欄						
番号	報告年月日	報告者名 (現場代理人)	作業内容	休日等に作業を行う理由	施工予定時期 年月日	確認 年月日	処理・回答内容	確認者名 (主任監督員)
1	R6.10.28	○○○○	<b>【新設】</b> 1号仮設道路設置	次週は雨天の可能性が非常に高く、土作業を行うことが困難なため	R6.11.1 (8:30~17:00)	R6.10.29	受理	○○○○
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								

(電子メールを使用する場合)  
①受注者は必要事項を記入し、主任監督員及び監督員に送付する。  
②発注者は主任監督員が内容を確認した後、必要事項を記入のうえ受注者に送付する。  
③受注者は発注者からの回答を受けた後、休日等の作業を行うことができるものとする。  
④休日等の作業が全て終了した後にデータを印刷し、最終成果物とする。  
(なお、提出の際には打合簿の添付は不要とする。)

(注) 1 行数・幅など不足する場合には、適宜追加すること。  
2 本様式については、電子メールを使用し監督職員へ送付する場合も提出とみなすことができる。

改正前

休日等作業届

(様式35)

工事名： ○○○○I事  
受注者名： (株)○○○○

受注者欄		発注者欄						
番号	報告年月日	報告者名 (現場代理人)	作業内容	休日等に作業を行う理由	施工予定時期 年月日	確認 年月日	処理・回答内容	確認者名 (主任監督員)
1	R6.10.28	○○○○	<b>NO.〇付近</b> 1号仮設道路設置	次週は雨天の可能性が非常に高く、土作業を行うことが困難なため	R6.11.1 (8:30~17:00)	R6.10.29	受理	○○○○
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								

(電子メールを使用する場合)  
①受注者は必要事項を記入し、主任監督員及び監督員に送付する。  
②発注者は主任監督員が内容を確認した後、必要事項を記入のうえ受注者に送付する。  
③受注者は発注者からの回答を受けた後、休日等の作業を行うことができるものとする。  
④休日等の作業が全て終了した後にデータを印刷し、最終成果物とする。  
(なお、提出の際には打合簿の添付は不要とする。)

(注) 1 行数・幅など不足する場合には、適宜追加すること。  
2 本様式については、電子メールを使用し監督職員へ送付する場合も提出とみなすことができる。

改正後

改正後

改正前

(様式36)

(様式36)

事故報告書

事故報告書

年 月 日

年 月 日

主任監督員（氏名） 殿

主任監督員（氏名） 殿

受注者 住 所  
会社名等  
現場代理人

受注者 住 所  
会社名等  
現場代理人

土木工事共通仕様書第1編1-1-41の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

土木工事共通仕様書第1編1-1-40の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

記

- 1 工事件名
- 2 契約締結年月日
- 3 事故発生日時
- 4 事故発生場所
- 5 被災者
 

氏名	性別
生年月日	年齢
所属	職種
経験年数	
住所	
- 6 被災者の病状
- 7 事故原因
- 8 事故発生状況（位置図、平面図、ポンチ絵等）
- 9 事故後の措置

- 1 工事件名
- 2 契約締結年月日
- 3 事故発生日時
- 4 事故発生場所
- 5 被災者
 

氏名	性別
生年月日	年齢
所属	職種
経験年数	
住所	
- 6 被災者の病状
- 7 事故原因
- 8 事故発生状況（位置図、平面図、ポンチ絵等）
- 9 事故後の措置

日 時	措 置 内 容	相 手 方
	(提出後最終措置まで記載し保管する) (別紙としてもよい)	

日 時	措 置 内 容	相 手 方
	(提出後最終措置まで記載し保管する) (別紙としてもよい)	

- 10 今後の対策
- 11 添付書類（写真、新聞切抜等）
- \* 事故調査委員会（委員長が必要と認めた場合招集）を開催し、報告する。

- 10 今後の対策
- 11 添付書類（写真、新聞切抜等）
- \* 事故調査委員会（委員長が必要と認めた場合招集）を開催し、報告する。

改正後

(様式37)

工事履行報告書

( ) 月分

年 月 日

主任監督員(氏名) 殿

受注者 住 所  
会社名等  
現場代理人

工 事 名

年 月 日契約締結した上記の工事について、土木工事共通仕様書第1編1-1-34の規定に基づき工事履行報告書を提出いたします。

月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考

(注) 工事履行報告書は、契約締結後毎月末に監督職員に提出すること。  
なお、工事規模等により監督職員が指示した場合はこの限りではない。

改正前

(様式37)

工事履行報告書

( ) 月分

年 月 日

主任監督員(氏名) 殿

受注者 住 所  
会社名等  
現場代理人

工 事 名

年 月 日契約締結した上記の工事について、土木工事共通仕様書第1編1-1-33の規定に基づき工事履行報告書を提出いたします。

月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考

(注) 工事履行報告書は、契約締結後毎月末に監督職員に提出すること。  
なお、工事規模等により監督職員が指示した場合はこの限りではない。

改正後

改正前

参考

土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

参考

土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容
<b>第1編 共通編</b>									
<b>総則 ～ 施工共通事項</b>									
1-1-1	・設計図書間で相違があるとき	1-1-2	・品質を証明する試験機関及び同等以上の品質	1-1-1	・SI単位と非SI単位との数値が異なる場合	1-1-3	・設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認できる資料	1-1-25	・特定建設資材の分別解体等及び再資源化
1-1-3	・設計図書の照査範囲を超える資料の作成	1-1-3	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達	1-1-21	・工期変更	1-1-4	・請負代金内訳書、工程表	1-1-27	・管理基準値及び規格値から外れた場合、施工方法の改善策
1-1-7	・詳細な施工計画書	1-1-7	・施工計画書の記載内容の省略	1-1-24	・建設副産物の使用について設計図書に示されていない場合	1-1-7	・着事前に施工計画書(当初・変更)	1-1-34	・履行報告
1-1-13	・工用地等の復旧方法	1-1-19	・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書	1-1-32	・定めのない工種の施工管理	1-1-8	・施工体制台帳(低入札の場合)	1-1-35	・週休二日の実施内容
1-1-18	・調査・試験に対する協力	1-1-24	・建設副産物の任意仮設工事への使用	1-1-37	・地下埋設物等	1-1-16	・施工体制台帳及び施工体系図(当初・変更)	1-1-37	・地下埋設物等を発見した場合
1-1-19	・工事の一時中止	[削る。]	[削る。]	1-1-40	・電子化の範囲等	1-1-43	・下請負人が社会保険等未加入である場合の特別事情申請書	1-1-46	・文化財を発見した場合
1-1-22	・支給材料及び貸与品の引渡場所及び返還	1-1-42	・公共に迷惑を及ぼす施工方法	1-1-42	・電子化の範囲等	1-1-46	・社会保険等の届出の確認書類	1-1-50	・官公庁との交渉等の内容
1-1-23	・工事現場発生材の引渡し場所	1-1-52	・設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあった施工機械の使用	1-1-49	・排ガス対策型を使用できない場合	1-1-52	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-54	・創意工夫等に関する資料
1-1-27	・管理基準値及び規格値から外れた場合	1-1-47	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を	1-1-51	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-19	・中止期間中の維持管理基本計画書	1-1-52	・業務の遂行により発明又は考案したとき
1-1-30	・修補の必要があると認めた場合	1-1-48	・用地幅杭、測量標及び多角点等の移設	1-1-22	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-23	・支給材料(又は貸与品)の請求書、受領書、返還書	1-1-54	・臨機の措置を講じた場合の内容
1-1-31	・工事の出来高に関する資料の作成	1-1-21	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を	1-1-23	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-24	・工事現場発生材報告書	1-1-54	
1-1-37	・地下埋設物の処置	1-1-25	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-29	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-26	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-54	
1-1-39	・工事検査に必要な仮設物の存置	[削る。]	[削る。]	1-1-29	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-26	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-54	
1-1-41	・事故報告書の提出期日	[削る。]	[削る。]	1-1-29	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-26	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-54	
1-1-42	・環境への影響が予知され又は発生した場合	[削る。]	[削る。]	1-1-29	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-26	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-54	

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容
<b>第1編 共通編</b>									
<b>総則 ～ 施工共通事項</b>									
1-1-1	・設計図書間で相違があるとき	1-1-2	・品質を証明する試験機関及び同等以上の品質	1-1-1	・SI単位と非SI単位との数値が異なる場合	1-1-3	・設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認できる資料	1-1-24	・特定建設資材の分別解体等及び再資源化
1-1-3	・設計図書の照査範囲を超える資料の作成	1-1-3	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達	1-1-20	・工期変更	1-1-4	・請負代金内訳書、工程表	1-1-26	・管理基準値及び規格値から外れた場合、施工方法の改善策
1-1-6	・詳細な施工計画書	1-1-6	・施工計画書の記載内容の省略	1-1-23	・建設副産物の使用について設計図書に示されていない場合	1-1-6	・着事前に施工計画書(当初・変更)	1-1-33	・履行報告
1-1-12	・工用地等の復旧方法	1-1-18	・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書	1-1-31	・定めのない工種の施工管理	1-1-7	・施工体制台帳(低入札の場合)	1-1-34	・週休二日の実施内容
1-1-17	・調査・試験に対する協力	1-1-24	・建設副産物の任意仮設工事への使用	1-1-36	・地下埋設物等	1-1-15	・施工体制台帳及び施工体系図(当初・変更)	1-1-36	・地下埋設物等を発見した場合
1-1-18	・工事の一時中止	[削る。]	[削る。]	1-1-39	・電子化の範囲等	1-1-42	・下請負人が社会保険等未加入である場合の特別事情申請書	1-1-46	・文化財を発見した場合
1-1-21	・支給材料及び貸与品の引渡場所及び返還	1-1-42	・公共に迷惑を及ぼす施工方法	1-1-41	・電子化の範囲等	1-1-45	・社会保険等の届出の確認書類	1-1-50	・官公庁との交渉等の内容
1-1-22	・工事現場発生材の引渡し場所	1-1-49	・設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあった施工機械の使用	1-1-49	・排ガス対策型を使用できない場合	1-1-49	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-54	・創意工夫等に関する資料
1-1-26	・管理基準値及び規格値から外れた場合	1-1-51	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を	1-1-51	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-18	・中止期間中の維持管理基本計画書	1-1-52	・業務の遂行により発明又は考案したとき
1-1-29	・修補の必要があると認めた場合	1-1-21	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を	1-1-23	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-21	・支給材料(又は貸与品)の請求書、受領書、返還書	1-1-54	
1-1-30	・工事の出来高に関する資料の作成	1-1-25	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-29	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-22	・工事現場発生材報告書	1-1-54	
1-1-36	・地下埋設物の処置	1-1-29	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-29	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-23	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-54	
1-1-38	・工事検査に必要な仮設物の存置	[削る。]	[削る。]	1-1-29	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-23	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-54	
1-1-40	・事故報告書の提出期日	[削る。]	[削る。]	1-1-29	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-23	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-54	
1-1-41	・環境への影響が予知され又は発生した場合	[削る。]	[削る。]	1-1-29	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-23	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-54	





改 正 後										改 正 前														
			ファルトの配合設計		12-5-3	NaCl150mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合の処置方法 ・ <u>塗装禁止条件に記載の塗装以外の場合</u> ・基盤面に異常を発見したときの処置方法								ファルトの配合設計		12-5-3	NaCl150mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合の処置方法 <u>[新設]</u> ・基盤面に異常を発見したときの処置方法							
橋梁下部工事										橋梁下部工事														
		13-4-4	・ <u>鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合の保護施工方法</u> ・支承部の箱抜き施工を道路橋支承便覧の規定以外の場合	13-4-4	・支承部を箱抜きした状態で工事を完了する場合で <u>継続して上部工事を行う予定がある場合</u> や、モルタル仕上げ以外の方法で行う場合	<u>[削る。]</u>	<u>[削る。]</u>						13-4-4	・ <u>露出した鉄筋の防錆にモルタルペースト以外のものを使用する場合</u> ・支承部の箱抜き施工を道路橋支承便覧の規定以外の場合	13-4-4	・支承部を箱抜きした状態で工事を完了する場合でモルタル仕上げ以外の方法で行う場合	<u>13-2-2</u>	・ <u>既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書</u>						
頭首工工事										頭首工工事														
		<u>14-4-9</u>	・ <u>接着剤の試験方法がコンクリート標準示方書により難しい場合</u>	14-4-7	・鋼構造物の埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合	<u>[削る。]</u>	<u>[削る。]</u>						<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	14-4-7	・鋼構造物の埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合	<u>14-2-2</u>	・ <u>PC桁等の輸送計画を記載した施工計画書</u>						

改正後										改正前											
機場下部工事										機場下部工事											
				15-2-2	・関連工事と施工上競合する部分及び軽微な事項以外の調整 ・施工上支障となる基準点及び水準点の移設	15-2-2	・施工上支障となる基準点及び水準点の移設成果 ・排水施設の設置に伴う揚水量、地下水位、地盤の沈下等の観測記録 [削る。]							15-2-2	・関連工事と施工上競合する部分及び軽微な事項以外の調整 ・施工上支障となる基準点及び水準点の移設	15-2-2	・施工上支障となる基準点及び水準点の移設成果 ・排水施設の設置に伴う揚水量、地下水位、地盤の沈下等の観測記録				
				15-4-1	・基礎下面の土質が設計図書と異なる場合									15-4-1	・地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合の処理		・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書				
				15-4-6	・施設機械設備据付、各種配線等、二次コンクリート打設の箱抜き及びアンカー金具埋設位置等（関係者）									15-4-6	・施設機械設備据付、各種配線等、二次コンクリート打設の箱抜き及びアンカー金具埋設位置等（関係者）						
地すべり防止工事										地すべり防止工事											
16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に多量の湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合	16-8-2	・軸方向鉄筋の継手は機械式継手、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とし、これにより難しい場合 ・裏込注入材料が設計図書に示されていない場合 ・裏込注入圧力を低圧により難しい場合	16-2-2	・施工中工事区域内に新たな亀裂の発生等異常を認めた場合	[削る。]	[削る。]	16-2-2	・掘削中の地質構造、湧水等の記録	16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合			16-2-2	・施工中工事区域内に新たな亀裂の発生等異常を認めた場合	16-2-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書	16-2-2	・掘削中の地質構造、湧水等の記録	16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合
				16-6-1	・集水井内部の換気方法等		・孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことが確認できる資料							16-6-1	・集水井内部の換気方法等		・確認できる資料				
				16-7-2	・設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合		・グラウトの注入方法							16-7-2	・設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合		・グラウトの注入方法				
				16-8-2	・土留工の施工がより難しい場合 ・ライナープレートなしで掘削可能となった場合、又は補強リングが必要となった場合 ・湧水が著しく多くなった場合									16-8-2	・土留工の施工がより難しい場合 ・ライナープレートなしで掘削可能となった場合、又は補強リングが必要となった場合 ・湧水が著しく多くなった場合						

改正後

PCタンク工事 ～ 推進工事									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

建設副産物適正処理推進要綱の改正について [略]  
 建設工事の発注における再生資源の利用の促進について [略]  
 建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について [略]  
 土地改良事業における工事の安全対策について [略]

改正前

PCタンク工事 ～ 推進工事									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

建設副産物適正処理推進要綱の改正について [略]  
 建設工事の発注における再生資源の利用の促進について [略]  
 建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について [略]  
 土地改良事業における工事の安全対策について [略]